

平成19年度版  
(平成18年度実績)

# 鳥取市の環境

鳥取市環境下水道部 環境政策課

# 目 次

I	鳥取市の自然	
1	現状	1
2	保全対策	5
II	地球環境問題への取組	
1	地球温暖化対策実行計画	9
2	鳥取市環境マネジメントシステム	10
3	環境基本計画	12
III	環境の現状と対策	
1	水質汚濁	
(1)	河川と池の水質状況	29
(2)	地下水の水質状況	30
(3)	工場・事業場対策	30
(4)	生活排水対策	30
(5)	啓発活動	31
2	大気汚染	
(1)	大気汚染の現状	37
(2)	酸性雨の現状	39
3	騒音	
(1)	騒音の現状	40
(2)	騒音防止対策	43
4	振動	
(1)	振動の現状	45
(2)	振動防止対策	45
5	悪臭	
(1)	悪臭の現状	46
(2)	悪臭防止対策	46
6	土壌汚染	47
7	公害苦情	48
IV	資料	
	自然保護及び環境保全条例	49
	自然保護及び環境保全条例施行規則	55

# I 鳥取市の自然

## 1 現状

本市は日本海に面し、国立公園鳥取砂丘を始め、湖山池、多鯰ヶ池、水尻池の三つの池、南北を貫流する千代川、標高 1,000mを超える山地など、多様で豊かな自然に恵まれている。

本市独自の自然環境調査は実施されていないが、鳥取県などにより数次にわたり各種調査が行われている。その中で植生など本市関係のものは次のとおりとなっている。

### (1) 植生

#### ① 照葉樹帯域

標高 400～500mあたりまで、タブノキ、スダジイ、シラカシなどの照葉樹が見られるが、ほとんどの地域で人の手が入り、住宅地、農林業地として利用され、自然林は神社の森や急傾斜地などにわずかに残っているにすぎない。

沿岸には、千代川の河口を中心に海岸砂丘が発達し、特に、鳥取砂丘には幅 1.2km に及ぶ砂丘が保全されており、ハマゴウ、ウンラン、コウボウムギなど多様な砂丘植物が見られるが、砂の移動が止まり、帰化植物の進入など草原化が進んでいる。

#### ② ブナ帯域

標高 500m以上がブナ帯域となるが、大半がスギやヒノキの植林地やアカマツ、クヌギ、コナラなどの二次林となっている。

河原町から佐治町にかけての三国山塊や国府町の扇ノ山の一部にはかなりの規模のブナ林が残っている。

### (2) すぐれた自然

鳥取県自然環境調査研究会の調査（平成3年）の結果、本市におけるすぐれた自然として次のものがあげられている。

#### 【地形・地質】

「鳥取のすぐれた自然 地形・地質編」より

##### ○ 火山とその山地

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山	国府町ほか	第四紀更新世の玄武岩質火山群
河合谷高原	国府町ほか	溶岩流の台地

##### ○ 非火山山地

名 称	位 置	選定の理由
駟 馳 山	福部町ほか	海岸の独立峰、波食棚・海食崖の発達した岩石海岸
久 松 山	百谷ほか	花崗岩の孤立峰と山城の跡
因 幡 三 山	桜谷ほか	孤立丘（面影山、今木山、甑山）
霊 石 山	河原町ほか	メサ型地形
三角山（頭巾山）	用瀬町	急峻な傾斜をもつ山地
波多ノ台（黒岩高原）	用瀬町ほか	玄武岩溶岩流のつくる平坦な高原
鷲 峰 山	鹿野町ほか	孤立峰
吉岡・鹿野・岩坪 活断層	鹿野町ほか	鳥取県で顕著な活断層

○ 河川（峡谷・滝・段丘）・湖沼

名 称	位 置	選定の理由
雨 滝	国府町	扇ノ山山麓の滝
雨 滝 峡 谷	国府町	峡谷
安蔵川溪谷	用瀬町	花崗岩に形成された溪谷
佐治川溪谷	佐治町	溪谷
山 王 滝	佐治町	滝
三 滝 溪 谷	河原町	千畳滝、夫婦滝などの多くの滝と急流河川
岩坪のおう穴	岩坪	おう穴
多 鯰 ケ 池	浜坂ほか	砂丘と成因的に関連する池
湖 山 池	湖山ほか	面積の大きな潟湖
青 島	高住	離れ島
鳴 滝	青谷町	滝

ほかに、赤波川溪谷おう穴群（用瀬町）

○ 海岸・砂丘

名 称	位 置	選定の理由
鳥 取 砂 丘	浜坂ほか	バルハン型の凹地が発達した海岸砂丘。火山灰により古砂丘、新砂丘に2分される。
白 兎 海 岸	白兎	因幡の伝説で知られる砂浜海岸、波食棚
長 尾 鼻	青谷町ほか	広い岩棚をもつ海食崖
鳥取県内に分布する 鳴り砂	浜坂ほか	清浄な砂粒からなる砂浜海岸

○ 地質（先新第三系・新第三系）

名 称	位 置	選定の理由
三郡変成岩中の枕状溶岩	河原町ほか	三郡変成岩中にみられる枕状溶岩：海底火山活動の証拠
郡家礫岩層	河原町ほか	鳥取層群の基底礫岩層
河原火砕岩層	河原町ほか	鳥取層群の火砕岩層
円通寺礫岩砂岩層	円通寺ほか	鳥取層群中部累層の基底礫岩層
普含寺泥岩層	国府町ほか	貴重で豊富な化石を産する鳥取層群の代表的地層
小田安山岩層	国府町ほか	鳥取層群の一部層
荒金火砕岩層	国府町ほか	鳥取層群の火砕岩層
摩尼参道の柱状節理	覚寺	安山岩の柱状節理

○ 化石

名 称	位 置	選定の理由
上地の動物化石	国府町	鳥取層群岩美累層普含寺泥岩層の模式地と海生動物化石の産出地

○ 化石

名 称	位 置	選定の理由
辰巳峠層の植物化石	佐治町	西日本における中新世後期を代表する化石植物群とその地層（県指定天然記念物）
宝木亜炭層の昆虫化石	気高町	白兔礫層中の亜炭層とネクイハムシ亜科を主とする昆虫化石

○ 岩石・鉱物・鉱床

名 称	位 置	選定の理由
佐治川石	佐治町	三郡変成帯の緑色岩で鑑賞石
山口の“やしろみかげ”	用瀬町	節理の少ない良質の石材で、県内最古期の花崗岩の一つである用瀬花崗岩
南田石と円護寺石	福部町ほか	緑色凝灰岩で、加工しやすく火に強い石材

○ 温泉・湧水

名 称	位 置	選定の理由
吉岡温泉	吉岡温泉町	県庁所在地にある単純透明泉
布勢の清水	気高町	湧泉、因伯の名水

ほかに、鳥取温泉、浜村温泉、鹿野温泉

【すぐれた自然：植物】

「鳥取のすぐれた自然 植物編」より

○ 社叢

名 称	位 置	選定の理由
坂谷神社社叢	福部町	スダジイが優占する自然度の高い照葉樹林（県指定天然記念物）
南田神社社叢	福部町	スダジイーカシ型の照葉樹林
多鯨ヶ池の弁財天社叢	福部町	小規模であるが、砂丘の歴史に関わる自然度の高いスダジイ林
高岡神社社叢	国府町	ヤブツバキ及びスダジイの照葉樹林（県指定天然記念物）
宇部神社社叢	国府町	比較的希少なシラカシ林を主体とするすぐれた照葉樹林
椎谷神社社叢	覚寺	ホソバニセジュズネノキの群生するスダジイ林
樗谿神社社叢	上町	大規模なスダジイ林と特異なモミ林（市指定天然記念物）
大野見宿禰命神社社叢	徳尾	低地残丘のすぐれた照葉樹林（国指定天然記念物）
倉田八幡宮社叢	馬場	平野部低湿地の代表的照葉樹林（国指定天然記念物）
意上奴神社社叢	香取	巨木の多い多彩な林相の県下最大規模の照葉樹林（県指定天然記念物・県自然環境保全地域）
伏野神社社叢	伏野	クロキの多い海岸地域照葉樹林
白兔神社社叢	内海	白兔伝説にまつわる海岸地域照葉樹林（国指定天然記念物）

○ 社叢

名 称	位 置	選定の理由
御熊神社社叢	御熊	巨木の多いタブノキ・シラカシ照葉樹林
矢矯神社社叢	矢矯	タブノキとウラジロガシの巨木が多い照葉樹林（県指定天然記念物）
松上神社社叢	松上	天然記念物のサカキ樹林を含む広域自然林（国指定天然記念物・県自然環境保全地域）
権現の森 （高山神社社叢）	河原町	移行帯林として落葉紅葉樹林帯要素が混生する照葉樹林
犬山神社社叢	用瀬町	希少種のイヌブナやツクバネガシが生育する照葉樹林（県指定天然記念物）
金山神社社叢	佐治町	山地型の代表的な照葉樹林
相屋神社社叢	青谷町	スダジイの大木が多く典型的な照葉樹林（県指定天然記念物）
鷲峯神社社叢	鹿野町	スダジイが主体のすぐれた照葉樹林
茂宇気神社社叢	鹿野町	カゴノキやウラジロガシなどの巨木が多いすぐれた照葉樹林

○ 森林

名 称	位 置	選定の理由
雨滝周辺の自然林	国府町	渓谷林とブナ林
扇ノ山のブナ林	国府町ほか	鳥取県東縁部のブナ林
合せヶ谷スリバチの クロマツ林	浜坂	鳥取砂丘地内凹地の歴史的クロマツ自然林
久松山の城跡自然林	東町ほか	アラカシなど特異種を含むスダジイ林およびタブノキ林
船磯のスダジイ林	気高町	スダジイの大木が多い海岸急斜面の照葉樹林
青谷町飯盛山のブナ林	青谷町	低標高山地に発達する貴重な冷温帯自然林
鷲峯山のブナ林	鹿野町	植物相が豊富なブナ林
三滝溪の渓谷林	河原町	冷温帯渓谷林とブナ林
高鉢山・北谷の自然林	佐治町	原生的自然林としてのブナ林と渓谷林
山王滝周辺の自然林	佐治町	暖帯常緑樹林帯・冷温帯落葉広葉樹林の移行帯的自然林
三国山のブナ林	佐治町ほか	自然維持林に指定されたブナ林

○ 低木林・草原

名 称	位 置	選定の理由
鳥取砂丘の植生	福部町ほか	日本最大規模の海岸砂丘における砂丘植生
八本越三原台の ススキ草原	佐治町	中国脊梁山地直下の高原に広がる特異なススキ草原

○ 湿原・湿地林

名 称	位 置	選定の理由
菅野湿原	国府町	低標高地のミズゴケ湿原（県指定天然記念物）
波多ノ台（黒岩高原）の草原	用瀬町ほか	ミズゴケ湿原のあるススキ草原

○ 貴重植物群生地

名 称	位 置	選定の理由
布勢平神社のバイカモ水生群落	気高町	冷涼な湧水池の水生植物群落

【すぐれた自然：動物】

「鳥取のすぐれた自然 地形・動物編」より

○ 重要生息地域

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山・雨滝・広留野・河合谷高原	国府町ほか	豊富な動物相、山地性希少動物の分布、環境省(1991)絶滅危惧種などの重要生息地
那岐山とその周辺の山地（波多ノ台・籠山・牛伏山）	用瀬町ほか	山地草原性昆虫類、亜高山性の鳥類の生息地として、また、数種の森林性の動物の交雑帯あるいは分布境界が集中して見られる地域として重要
鳥取砂丘	浜坂ほか	砂丘に特徴的な動物が生存
久松山とその一帯	東町ほか	各種の動物の生息地として貴重な地域 繁殖地・渡来地など生態的にすぐれている地域
高鉢山・高山・三滝溪	河原町ほか	山地性動物・南方系動物の分布、豊富な動物相
水尻池	気高町	カモ類などの生息地
鷲峯山	鹿野町	貴重な種を含む各種の動物の生息地

## 2 保全対策

すぐれた自然を保護するため、自然公園法を始め、鳥取県及び本市の条例等により各種保護対策が講じられている。

### (1) 鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定

① 自然緑地保護地区

自然を残すため必要な地域として、久松山一帯を指定している。

② 動植物保護地区

野生動植物を保護するため必要な地区として、次のものを指定している。

【動植物保護地区】

名 称	保 護 地 区
カジカ（カエル）	野坂川上流（河内～安蔵）
シャクナゲ	安蔵一帯
ヒメハルゼミ	大和佐美命神社（上砂見）、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

③保存樹木(名木・古木)

名木や古木を保存すべき樹木、森林として次のとおり25か所指定している。

自然保護と環境保全の重要性を啓発することを目的として、市民を対象とした「名木・古木観察会」を毎年実施している。

【保存樹木(名木・古木)】

(平成19年12月1日現在)

名 称	樹種	指定時樹齡 (年)	樹高(メートル)	所在地	指定年度
男松・女松	マツ	350	4～5	戎町506	昭和53
八幡宮参道松並木	マツ	320以上		馬場299	昭和53
賀露神社社叢	マツ	400～500	22～29	賀露町北1-21-8	昭和53
下味野神社の榎	エノキ	460	17.8	下味野161-2	昭和53
河内神社社叢	カゴノキ	200～300	25	河内298	昭和53
浄源寺のモッコク	モッコク	200	10	上原271	昭和53
梨の親木	ナシ	100	2	桂見403-3	昭和53
聖神社社叢	イチョウ ケヤキ	290以上	28 26	行徳2-705	昭和53
長田神社のケヤキ	ケヤキ	250以上	27	東町1-101	昭和53
国安稲荷神社のシイ	シイ	500	12	国安20	昭和53
荒神棕	ムク	1,000	28	横枕423	昭和53
卯垣神社社叢	シイ スギ	1,000	13 34	卯垣1-224	昭和53
古市谷口宅のカエデ	カエデ	不明	11	古市246	昭和53
八幡宮社叢	ケヤキ	470	15～17	古海41	昭和53
渡辺家の藤と椎の木	フジ スダジイ	100以上	8	越路635	昭和62
正福寺の銀杏と五葉の松	イチョウ ヒメコマツ	約700 約400	29.6 30	河内460	昭和62
玉屋神社の大杉	スギ	約800	約25	上味野	昭和62
甲山神社のタブノキ	タブノキ	300～350	11.5	里仁	昭和62
奈佐日本之助の墓のタブノキ	タブノキ	400以上	9.2	浜坂	昭和62
天然庵のイヌマキ	イヌマキ	約400	10	円護寺	昭和62
安長堤防林	タブノキほか			安長	平成4
一里松	マツ	約150	約8	浜坂	平成13
二ノ丸の黒松	マツ	約400	20	鹿野町鹿野884	平成18
幸盛寺の大銀杏	イチョウ	400以上	34	鹿野町鹿野1306	平成18
南田神社社叢	スダジイほか			福部町南田234ほか	平成18

(2) 自然公園法等による指定

本市では、山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西因幡県立自然公園が自然公園として指定されている。

(3) 鳥取県自然環境保全条例による指定

県内におけるすぐれた自然環境を保全するため、県自然環境保全地域として本市においては次のものが指定されている。

【県自然環境保全地域】

地域名	指 定 理 由
菅 野	ミズゴケ等の湿原植物、溶岩台地氷河期の花粉等を有する泥炭層
香 取	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林
松 上	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林
佐 治	穿入蛇行地形、V字形峡谷、緑色千枚岩を原石とする佐治石分布
洗 足 山	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地
北村権現	ウラジロガシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優先種とする特異な群落
気 高 殿	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のタブノキ、スダジイ等の常緑広葉樹林
鹿野河内	スダジイ、ウラジロガシ、タブノキ、カゴノキ等の巨木を有する原生的照葉樹林

(4) 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護や繁殖を図るため、次のとおり保護区や銃猟禁止区域等が設定されている。

【鳥獣保護区等】

名 称	面 積	存 続 期 間	
鳥 獣 保 護 区	岩 美	2,590ha	平成 13 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 10 月 31 日
	扇 ノ 山	1,661ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日
	久 松 山	460ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日
	千代川流域	641ha	平成 18 年 11 月 1 日 ～ 平成 28 年 10 月 31 日
	湖 山 池	1,160ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日
	鷲 峰 山	893ha	平成 15 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 10 月 31 日
	高 鉢 山	302ha	平成 15 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 10 月 31 日
布 勢 桂 見	235ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日	
銃 猟 禁 止 区 域	鳥 取	2,684ha	平成 10 年 11 月 1 日 ～ 平成 20 年 10 月 31 日
	百 谷	122ha	平成 11 年 11 月 1 日 ～ 平成 21 年 10 月 31 日
	上 野	368ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	津 ノ 井	533ha	平成 13 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 10 月 31 日
	千 代 川	360ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	郡家船岡八東川	595ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日

名 称	面 積	存 続 期 間	
銃 獵 禁 止 区 域	佐治川ダム	34ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	水 尻 池	32ha	平成 17 年 11 月 1 日 ～ 平成 27 年 10 月 31 日
	日 光 池	40ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日
	糸 録 池	13ha	平成 13 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 10 月 31 日
	玉 津	39ha	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日
	河 内 川	153ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日

(5) その他の指定

① ふるさといきものの里の指定

環境庁は、身近な自然の象徴である小動物とその生息環境の保全や回復を図る地域住民の努力を顕彰するため、「ふるさといきものの里」として各地の活動を選定した。本市では次のものが選定されている。

【ふるさといきものの里】（平成元年 4 月選定）

名 称	概 要
鳥取市ホテルの里 （鳥取市上町・樗谿公園）	樗谿ホテルの会がホテル、カワニナの放流と生息地の環境保全活動を実施

② 因伯の名水

鳥取県は、泉や良好なままに保たれている水辺を保護し、水質保全への認識を深めることを目的に「因伯の名水」として県内の 21 か所を選定した。このうち本市では次のものが選定されている。

【因伯の名水】（昭和 60 年 6 月選定、平成 2 年 1 2 月追加選定）

名 称	概 要
[暮らしの中の泉] 布勢の清水（気高町殿）	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用
[ふれあいの水辺] 多鯰ヶ池（覚寺、福部町湯山）	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣りなど多くの人に憩いの場として親しまれている伝説の池
[ふれあいの水辺] 千代川（用瀬町水域）	千代川の清流が岸边を洗うこの水域は、江戸時代から続いている流しびなの里として町民の心の清流であり、釣り人、ドライバーの憩いの場
[ふれあいの水辺] 山王滝水域（佐治町中）	山王滝を中心とした自然性豊かな水辺には、キャンプ場、遊歩道などを整備
[ふるさとの溪流] 雨滝溪谷（国府町雨滝）	水量豊富な滝を有する溪谷は景観がすばらしく、自然性に富み、キャンプ、避暑地紅葉など訪れる人が多い
[ふるさとの溪流] 三滝溪（河原町北村）	変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい溪流は、四季を通じて人々に親しまれている
[ふるさとの溪流] 不動谷川流域（青谷町原谷）	趣を異にした三つの美しい滝を有する自然性豊かな溪流であり、新緑から紅葉までキャンプ、ハイキングに訪れる人が多い

## II 環境問題への取組

### 1 地球温暖化対策実行計画

#### (1) 計画策定の根拠

平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で、「都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定するものとする。」として実行計画の策定が義務づけられている。

このため、前計画が平成17年度で終わることにより、新たに駅南庁舎、各総合支所、神谷清掃工場もこの範囲に加え、平成18年度から平成22年度までの5年間の温室効果ガスの排出量削減の目標を定めた「第2期鳥取市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

#### (2) 第2期実行計画の目標

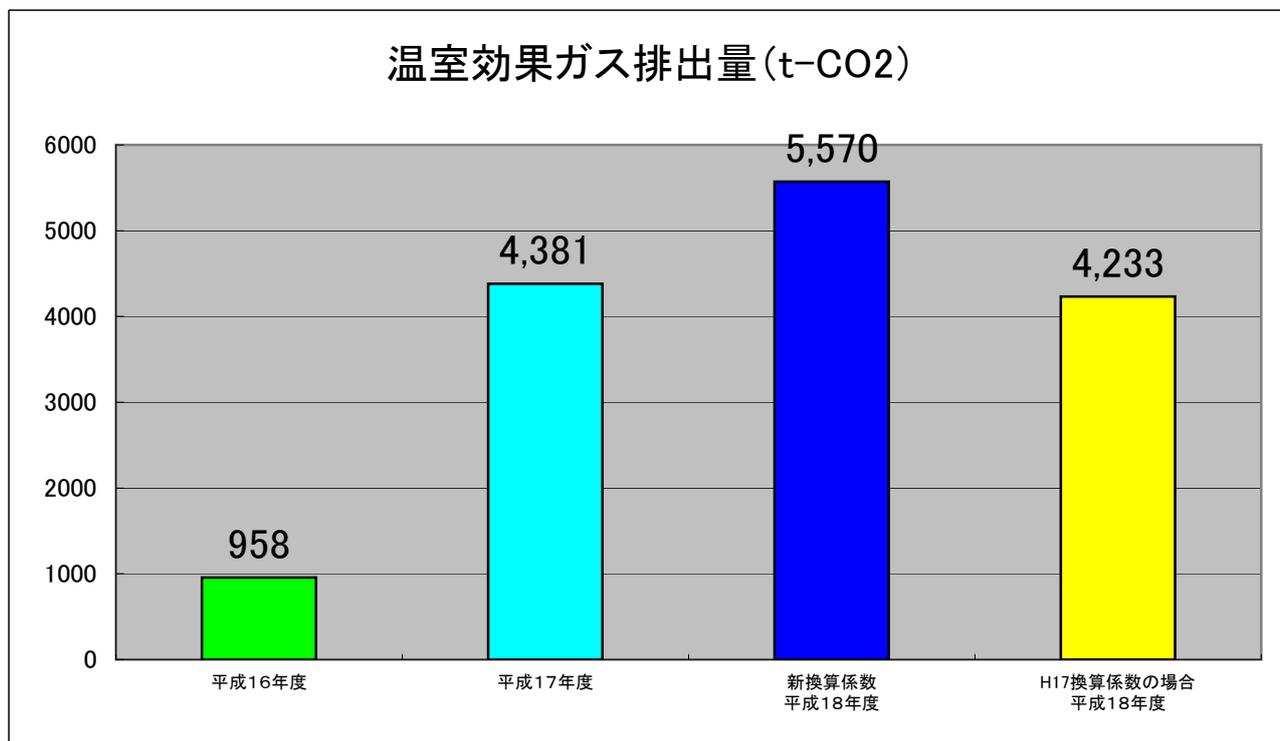
基準年度（平成17年度）温室効果ガス排出量4,381,470 [kg-CO<sub>2</sub>] に対して9%削減し、平成22年度に温室効果ガス排出量の目標値を3,987,137 [kg-CO<sub>2</sub>] とした。

#### 温室効果ガス排出量（平成18年度の取組結果）

温室効果ガス排出量は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの合計量を掲載している。

平成18年度は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」が、平成18年12月に改正されたことによる換算係数の変更の影響により、平成17年度に比べて27.1%増加している。

平成17年度までの換算係数とした場合、平成18年度は平成17年度に比べ3.4%の減少となる。



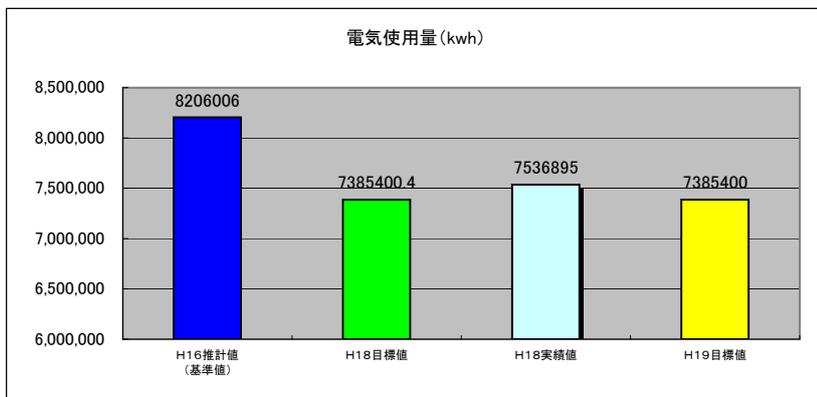
※平成16年度は市町村合併前、平成17年度からは市町村合併により計画範囲が拡大。

※温室効果ガス排出量の算出基準は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」の係数の基づいている。

※算出対象は、購入電力・ガソリン・灯油・軽油・重油・都市ガス・LPG・LNG・カーエアコンとしている。

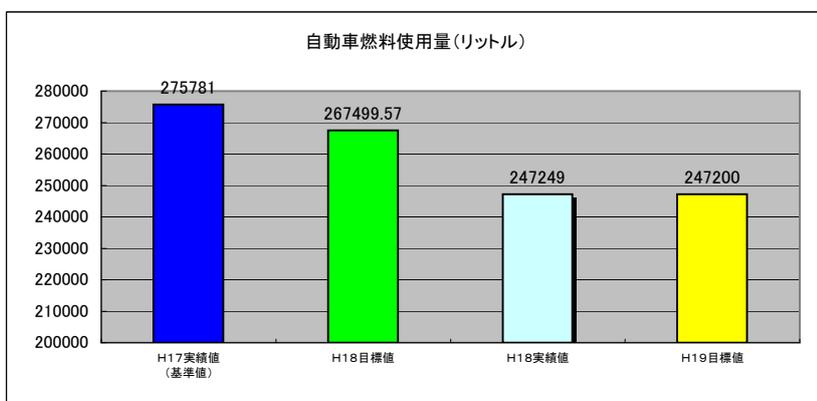
## 2 鳥取市環境マネジメントシステム (ISO14001)

鳥取市役所は、平成14年12月にISO14001を認証取得し、環境に配慮して業務を行っている。  
平成18年度の実績結果と平成19年度の実績目標は以下のとおり。



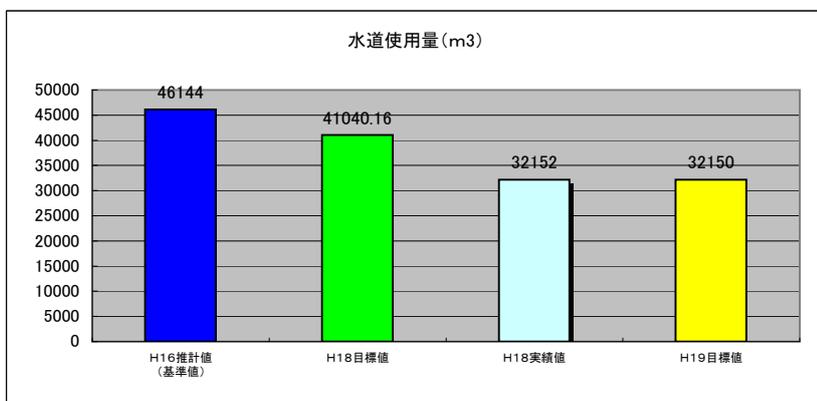
平成18年度の結果は、市立図書館の開館日数の増加、開館時間の延長と神谷清掃工場での改良工事に伴う2炉同時運転日数の増加により、目標を達成できなかった。

平成19年度の目標は、神谷清掃工場での改良工事により一時的な使用量増が見込まれるが、見直しを行わず、継続して平成18年度の実績値(10%削減)を目標として取り組む。



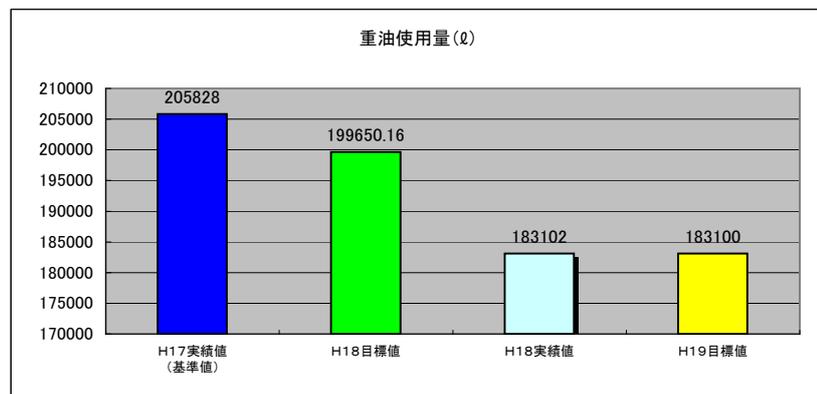
平成18年度の結果は、総合支所で大幅に削減されたことにより、目標(3%削減)を上回る10%削減の数値となった。

平成19年度の目標は、平成18年度の実績値を目標値(10%削減)として設定する。



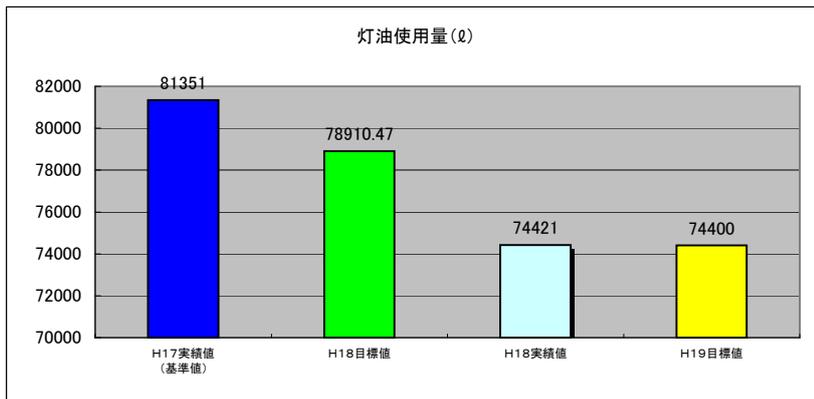
平成18年度の結果は、総合支所で大幅に削減されたことにより、目標(11%削減)を上回る30%削減の数値となった。

平成19年度の目標は、平成18年度の実績値を目標値(30%削減)として設定する。



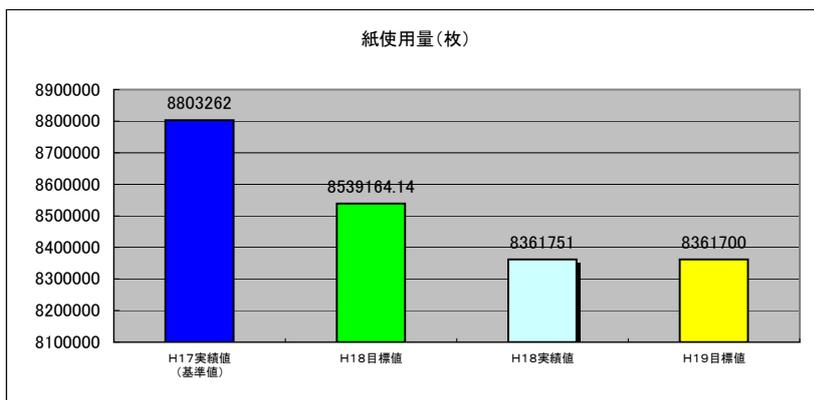
平成18年度の結果は、暖冬により全庁的に使用量が少なかったため、目標(3%削減)を上回る11%削減の数値となった。

平成19年度の目標は、平成18年度の実績値を目標値(11%削減)として設定する。



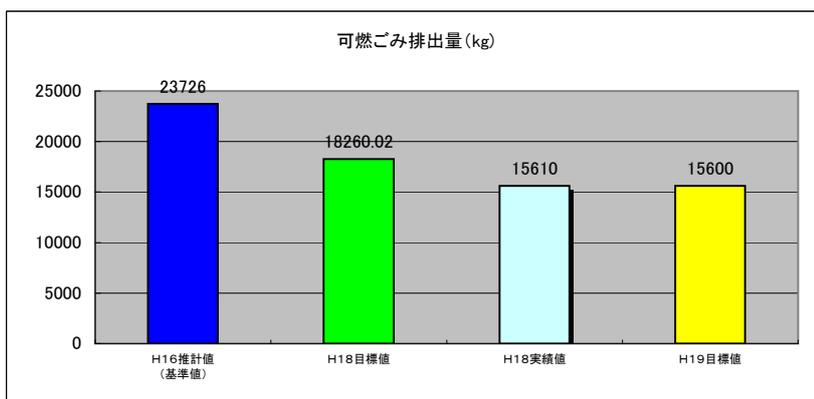
平成18年度の結果は、暖冬により全庁的に使用量が少なかったため、目標(3%削減)を上回る9%削減の数値となった。

平成19年度の目標は、新たに平成18年度の実績値を目標値(9%削減)として設定する。



平成18年度の結果は、総合支所での大幅な削減により、目標(3%削減)を上回る5%削減の数値となった。

平成19年度の目標は、平成18年度の実績値を目標値(5%削減)として設定する。



平成18年度の結果は、シュレッダーごみの再利用による削減量が大きく、目標(23%削減)を上回る34%削減の数値となった。

平成19年度の目標は、平成18年度の実績値を目標値(34%削減)として設定する。

## ○グリーン購入

100%の調達率を目標としていたが、納期が限られたことによる非適合品の納入により、目標を達成できなかった。(99.9%)手順書の周知徹底により、目標達成に努める。

## ◎平成18年度取り組み結果

エコオフィス活動の環境目的・環境目標として定めた8項目は、認証取得から4年目を終え、運用の手順が徹底された結果、削減率は低くなり、一部庁舎では増加も見られ、今後の大幅な削減は困難と考えられる。

平成17年度から取り組みを始めた総合支所においては、平成18年度において大幅な削減が見られたが、取り組みが徹底されたことにより、今後の削減率は低くなると考えられる。

## ◎平成19年度取組方針

平成18年度の取り組み結果から判断し、その実績値を維持することを方針とする。

### 3 環境基本計画

#### (1) 環境基本計画策定の趣旨

私たちが、直面している環境問題は、公害の防止、自然の保全、廃棄物の処理、都市景観、さらには地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題まで及びきわめて広範、多岐にわたっている。

将来においても鳥取市が発展し、住みよい生活環境を形成していくためには、市民、事業者、市が一体となって環境に調和したまちづくりを構築していく必要がある。

また、それぞれの主体が、環境に関する共通の理解を持ち、「自然豊かな鳥取市及びすべての生きものが暮らし住んでいる私たちの地球を将来の世代まで継承する」という基本認識のもとで、相互に連携して取組んでいくことが重要となる。

市民、事業者、市それぞれの環境への関わり方を示した指針をつくることにより、本市が環境に関わる諸施策を総合的、計画的に推進し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことをめざし、平成19年3月に環境基本計画を策定した。

#### (2) 計画の位置づけ

本計画は、地球環境及び本市の環境の現状と課題を踏まえたうえで、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの視点、立場からよりよい環境を保全、創造していくために必要な取組みの基本方針について定め、これを推進することにより、鳥取市の自然環境、生活環境を守り育てるとともに、地球環境への影響を最小限に抑えることを目的とする。

この計画は、「第8次鳥取市総合計画」を環境面から推進し、市が策定する他の個別計画や事業等に対して環境の保全と創造に関する基本的方向を示す。

#### (3) 計画の対象とする環境

大気、水、動植物などの環境の自然的構成要素に加え、人の生活に密接に関係する健康、安全性、文化などの環境の社会的構成要素を含めた総体的環境を対象とする。

#### (4) 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度～平成28年度の10年間とする。

また、計画策定後、社会的情勢及び環境情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行う。

#### (5) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、鳥取市全域とする。ただし、地球環境問題など広域的な問題を取り扱う際には、市域に限定しない。

# 鳥取市環境基本計画に基づく施策の実施状況(H19年度上期)

環境像	豊かな自然と人間が共生する「快適・環境都市」-鳥取-
-----	----------------------------

基本方針	基本目標	基本施策	具体的施策		
1. つたえよう 鳥取の豊かな自然	(1)山・川・海の保全	①水環境の保全	6施策(ア～カ)		
		②自然環境の保全	6施策(ア～カ)		
		③土壌環境の保全	1施策(ア)		
	(2)自然とふれあいの確保	①自然体験への取組みの推進	1施策(ア)		
		②市民と農家との交流の推進	3施策(ア～ウ)		
	(3)生態系への配慮	①希少動植物の保護	1施策(ア)		
		②生息環境の保全	4施策(ア～エ)		
	2. めざそう 安全で人に やさしいまち	(1)景観・美観の保全	①まちなみ景観の保全	2施策(ア～イ)	
			②適正な土地利用の推進	1施策(ア)	
(2)緑豊かなまち		①緑化の推進	3施策(ア～ウ)		
		②公園・公共空地の整備	1施策(ア)		
(3)人と環境に配慮した交通		①交通の円滑化・交通渋滞の解消	3施策(ア～ウ)		
		②低公害車の利用促進	1施策(ア)		
(4)安心・安全なまち		①雨水対策の推進	2施策(ア～イ)		
		②人に配慮したまちづくり	1施策(ア)		
		③災害に強いまちづくり	3施策(ア～ウ)		
(5)健康できれいなまち		①大気汚染・悪臭・騒音・振動の防止	3施策(ア～ウ)		
		②不法投棄の防止	1施策(ア)		
		③ごみゼロに向けた減量化・再資源化の推進	2施策(ア～イ)		
(6)歴史・文化の薫るまち		①文化財の保護と活用	1施策(ア)		
		②地域文化・伝統芸能の継承・創造	1施策(ア)		
3. つなげよう 未来へつな ぐ美しい地 球		(1)地球温暖化の防止	①温室効果ガス排出量の削減	1施策(ア)	
			②二酸化炭素吸収源の保全	1施策(ア)	
		(2)オゾン層の保護	①フロンガスの排出抑制	1施策(ア)	
		(3)酸性雨の防止	①窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制	1施策(ア)	
		(4)エネルギーの有効利用	①新エネルギーの普及・促進	1施策(ア)	
			②省エネルギーの普及促進	2施策(ア～イ)	
		4. ふみだそう 一人ひとりが 育てる環境 意識	(1)環境教育・学習の推進	①学校・地域における環境教育の推進	3施策(ア～ウ)
			(2)環境情報の共有化	①環境情報の収集・提供	2施策(ア～イ)
(3)市民・事業者・市が連携できる仕組みづくり			①市民、環境保護団体等とのネットワーク化	1施策(ア)	
			②環境保全活動の支援	1施策(ア)	
(4)環境ビジネスの創出	①環境ビジネスの育成・支援		1施策(ア)		

基本方針	1. つたえよう 鳥取の豊かな自然
------	-------------------

基本目標	基本施策	具体的施策
(1)山・川・海の保全	①水環境の保全	ア、公共用水域の水質調査
		イ、発生源となる工場・事業場の監視・指導
		ウ、生活排水対策
		エ、下水道・集排施設・合併浄化槽等の整備・普及
		オ、地下水の汚染防止
		カ、水道水源の保全
	②自然環境の保全	ア、保存樹木・保存樹林の指定・保存
		イ、自然生態系に配慮した親水空間の保全・創出
		ウ、低農薬・有機農業の推進
		エ、廃棄物の回収と再生利用
		オ、環境保全型農業の推進
		カ、森林保全活動の推進
	③土壌環境の保全	ア、発生源となる工場・事業場の監視・指導
(2)自然とふれあいの確保	①自然体験への取組みの推進	ア、自然とふれあう自然体験の推進
	②市民と農家との交流の推進	イ、市民農園開設の推進
		ウ、地産地消の取組みの推進
		エ、グリーンツーリズムの推進
(3)生態系への配慮	①希少動植物の保護	ア、生息状況の把握
	②生息環境の保全	ア、市街地や周辺部の樹林の保全
		イ、農地の保全
		ウ、山間部や丘陵地の緑地の保全
		エ、動植物保護地区の指定・保護

基本目標	(1) 山・川・海の保全
------	--------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①水環境の保全

具体的施策

- ア、公共用水域の水質調査
- イ、発生源となる工場・事業場の監視・指導
- ウ、生活排水対策
- エ、下水道・集排施設・合併浄化槽等の整備・普及
- オ、地下水の汚染防止
- カ、水道水源の保全

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
公害防止対策事業 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水域の水質の常時監視</li> <li>・工場、事業場への指導</li> <li>・地下水の水質調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等の水質測定(年間)：332回</li> <li>・工場排水の水質測定(年間)：100回</li> <li>・地下水調査(年間)：15回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等の水質測定：121回</li> <li>・工場排水の水質測定：80回</li> <li>・地下水調査：19回</li> </ul>
湖山池浄化対策事業(生活排水) 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖山池汚濁対策に係る生活排水対策用ろ過袋の購入助成</li> <li>・湖山池巡視員によるパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道等未整備区域内における助成世帯割合：60%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成世帯割合：54%</li> </ul>
下水道等整備事業 【下水道計画課・下水道管理課・下水道施設課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未整備区域の公共下水道等の整備及び処理場の増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道等の人口普及率：97.3%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口普及率：78.3%</li> </ul>

基本施策 ②自然環境の保全

具体的施策

- ア、保存樹木・保存樹林の指定・保存
- イ、自然生態系に配慮した親水空間の保全・創出
- ウ、低農薬・有機農業の推進
- エ、廃棄物の回収と再生利用
- オ、環境保全型農業の推進
- カ、森林保全活動の推進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
指定保存樹木等管理保全事業 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定の保存樹木等のPR及び保全活動への支援</li> <li>・名木古木観察会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定箇所：26箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定箇所：25箇所</li> </ul>
自然環境創造支援事業 【環境政策課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビオトープ等の保全・再生活動を行う団体等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援団体：12団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援団体：6団体</li> </ul>
有機農業支援事業 【農業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機堆肥を散布する場合の経費補助</li> <li>・堆肥、油かす、木粉炭の購入補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機堆肥の散布量：2,970トン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末集計</li> </ul>
森林整備地域活動支援推進事業 【林務水産課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の生育状況の調査、所有境界の確認等</li> <li>・作業道や歩道の刈払い、補修等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業(間伐)：265ha/年</li> <li>・森林内の道路整備：15.6m/h a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末集計</li> </ul>

基本施策 ③土壌環境の保全

具体的施策

ア、発生源となる工場・事業場の監視・指導

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
公害防止対策事業 【環境政策課】	・土壌汚染対策法に基づく適正な監視・指導	・指定区域の指定：1地区	・指定区域の指定：1地区

基本目標 (2) 自然とふれあいの確保

1. 施策の実施状況

基本施策 ①自然体験への取り組みの推進

具体的施策

ア、自然とふれあう自然体験の推進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
自然観察会 【環境政策課】	・子供エコクラブへの支援 ・自然観察会の実施	・エコクラブ登録者数：315人	・エコクラブ登録者数：675人

基本施策 ②市民と農家との交流の推進

具体的施策

ア、市民農園開設の推進

イ、地産地消の取り組みの推進

ウ、グリーンツーリズムの推進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
市民農園整備推進事業 【農業振興課】	・人と自然のふれあいの場となる市民農園の開設	・開設区画数：450区画	・年度末集計
地産地消推進事業 【産業振興課】	・地産地消を推進し、地元産業の活性化を図る	・学校給食の地元食材の使用率：45%	・年度末集計
グリーンツーリズム推進事業 【地域振興室】	・グリーンツーリズムを推進し、都市と農村の交流促進を図る	・グリーンツーリズム連絡会への参加地域：10地域	・参加地域：6地域

基本目標	(3) 生態系への配慮
------	-------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①希少動植物の保護

具体的施策

ア、生息状況の把握

基本施策 ②生息環境の保全

具体的施策

ア、市街地や周辺部の樹林の保全

イ、農地の保全

ウ、山間部や丘陵地の緑地の保全

エ、動植物保護地区の指定・保護

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
都市公園等整備事業 【都市計画課】	・市民に憩いや良好な都市環境を提供するため、都市公園等を整備（重箱緑地整備、浜村砂丘公園整備、街区公園整備）	・市民一人当たりの都市公園： 10.8m <sup>2</sup> /人	・年度末集計
農地流動化推進事業 【農業振興課】	・中核的農業者への農地利用権の設定に対する助成 ・遊休農地を長期にわたり利用（利用権設定）した者への助成	・遊休農地の解消面積：2ha ・農地の利用集積面積：50ha	・年度末集計

基本方針	2. めざそう安全で人にやさしいまち	
------	--------------------	--

基本目標	基本施策	具体的施策
(1)景観・美観の保全	①まちなみ景観の保全	ア、自然景観の保全・形成
		イ、市街地景観の保全・形成
	②適正な土地利用の推進	ア、開発行為・宅地開発等の土地利用に対する規制・監視・指導
(2)緑豊かなまち	①緑化の推進	ア、公共施設の緑化の推進
		イ、民有地(施設)の緑化の推進
		ウ、緑化の普及・啓発
	②公園・公共空地の整備	ア、身近な自然とふれあうことができる緑地・公園などの整備
(3)人と環境に配慮した交通	①交通の円滑化・交通渋滞の解消	ア、公共交通機関の利用促進
		イ、自転車の利用促進
		ウ、歩行者・自転車道の分離
	②低公害車の利用促進	ア、低公害車の利用・導入の促進
(4)安心・安全なまち	①雨水対策の推進	ア、雨水排水施設整備の促進
		イ、雨水貯留施設の整備
	②人に配慮したまちづくり	ア、バリアフリー社会の形成
	③災害に強いまちづくり	ア、災害情報の収集・伝達体制の形成
		イ、危険地区・地域の計画的改修
		ウ、防災・防犯対策の推進
(5)健康できれいなまち	①大気汚染・悪臭・騒音・振動の防止	ア、大気汚染の防止
		イ、悪臭の防止
		ウ、騒音・振動の防止
	②不法投棄の防止	ア、不法投棄対策
	③ごみゼロに向けた減量化・再資源化の推進	ア、環境配慮製品の普及・促進
イ、減量化対策		
(6)歴史・文化の薫るまち	①文化財の保護と活用	ア、文化財の保護と活用
	②地域文化・伝統芸能の継承、創造	ア、地域文化・伝統芸能の継承、創造

基本目標	(1) 景観・美観の保全
------	--------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①まちなみ景観の保全

具体的施策

ア、自然景観の保全・形成

イ、市街地景観の保全・形成

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
景観計画策定事業 【都市計画課】	・「鳥取市景観計画」の策定 ・景観形成地域の指定	・景観形成地域の指定：4地区	・景観形成地域の指定：3地区

基本施策 ②適正な土地利用の推進

具体的施策

ア、開発行為・宅地開発等の土地利用に対する規制・監視・指導

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
鳥取市開発審査会 【建築指導課】	・開発行為等の許可申請に対し、適正な 審査の実施	・開発許可、意見照会、事前相 談件数：300件	・年度末集計

基本目標	(2) 緑豊かなまち
------	------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①緑化の推進

具体的施策

ア、公共施設の緑化の推進

イ、私有地（施設）の緑化の推進

ウ、緑化の普及・啓発

基本施策 ②公園・公共空地の整備

具体的施策

ア、身近な自然とふれあうことができる緑地・公園などの整備

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
都市公園等整備事業 【都市計画課】 (再掲)	・市民に憩いや良好な都市環境を提供す るため、都市公園等を整備（重箱緑地整 備、浜村砂丘公園整備、街区公園整備）	・市民一人当たりの都市公園： 10.8m <sup>2</sup> /人	・年度末集計

基本目標	(3) 人と環境に配慮した交通
------	-----------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①交通の円滑化・交通渋滞の解消

具体的施策

- ア、公共交通機関の利用促進
- イ、自転車の利用促進
- ウ、歩行者・自転車道の分離

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
100円循環バス運行事業 【都市政策課】	・ 中心市街地での利便性の向上と環境負荷低減のため100円循環バスを整備し、公共交通機関の利用促進を図る	・ 「くる梨」の利用者数：250,000人	・ 利用者数：128,391人
自転車駐車場管理運営事業 【交通対策室】	・ 鳥取市営自転車駐車場の管理運営 ・ 放置自転車禁止区域の見回り、撤去	・ JR鳥取駅自転車駐車場1日当たり利用台数：1,486台	・ 利用者 1,437台/日

基本施策 ②低公害車の利用促進

具体的施策

- ア、低公害車の利用・導入の促進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
低公害車導入促進事業 【財産管理課】	・ 公用車の更新時には、低公害車（省エネ基準適合車）を導入	・ 公用車に占める低公害車の割合：20%	・ 低公害車の割合：23.6%（89台/377台）

基本目標	(4) 安心・安全なまち
------	--------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①雨水対策の推進

具体的施策

- ア、雨水排水施設整備の促進
- イ、雨水貯留施設の整備

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
下水道水質改善事業 【下水道計画課】	・合流式下水道の改善、管渠（貯留管）、雨水管（側溝）など排水施設の整備	・合流式下水道改善事業整備率：73.9%	・整備率：77.2%

基本施策 ②人に配慮したまちづくり

具体的施策

- ア、バリアフリー社会の形成

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
市営住宅立替等事業 【建築住宅課】	・建替又は住戸改善時にはバリアフリー化等を図り、入居者の居住の安定を図る	市営住宅のバリアフリー化率：30%	・年度末集計
市営住宅維持管理事業 【建築住宅課】	・市営住宅の維持管理等		

基本施策 ③災害に強いまちづくり

具体的施策

- ア、災害情報の収集・伝達体制の形成
- イ、危険地区・地域の計画的改修
- ウ、防災・防犯対策の推進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
総合防災対策事業 【危機管理課】	・ハザードマップの作成 ・防災訓練の実施 ・自主防災会連合会の組織・制度の統一	・緊急情報伝達可能エリア：100%	・年度末集計
急傾斜地崩落対策事業、普通河川改良事業 【都市建設課】	・急傾斜地災害対策、河川改修等の治山・治水事業の促進	・急傾斜地崩落対策事業の進捗率：88.2% ・維持管理河川の進捗率：100%	・年度末集計
安全安心まちづくり事業・防犯協議会活動補助事業 【危機管理課】	・防災組織体制の整備 ・防犯協議会活動に対する補助	・市内犯罪件数：2,250件	・年度末集計

基本目標	(5) 健康できれいなまち
------	---------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①大気汚染・悪臭・騒音・振動の防止

具体的施策

- ア、大気汚染の防止
- イ、悪臭の防止
- ウ、騒音・振動の防止

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
低公害車導入促進事業 【財産管理課】 (再掲)	・公用車の更新時には、低公害車（省エネ基準適合車）を導入	・公用車に占める低公害車の割合：20%	・低公害車の割合：23.6%（89台/377台）
公害防止対策事業 【環境政策課】	・悪臭防止法による工場・事業場への指導 ・騒音、振動規制法による工場・事業場等への指導及び自動車騒音の常時監視	・悪臭測定の実施回数：年6回以内 ・自動車騒音測定：69区間（累計） ・騒音、振動測定：年5回以内	・悪臭測定：3回 ・自動車騒音：6区画（累計） ・騒音、振動測定：1回

基本施策 ②不法投棄の防止

具体的施策

- ア、不法投棄対策

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
不法投棄対策事業 【生活環境課】	・不法投棄監視員パトロール、警察等関係機関と連携して取り締まりの強化 ・不法投棄防止看板、監視カメラ等を設置の推進	・不法投棄件数：70件	・不法投棄件数：48件

基本施策 ③ごみゼロに向けた減量化・再資源化の推進

具体的施策

- ア、環境配慮製品の普及・促進
- イ、減量化対策

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
ISO14001運用管理事業 【環境政策課】	・環境マネジメントシステムの仕組みを利用し、環境にやさしい製品の優先的に購入	・市役所のグリーン購入率：100%	・グリーン購入率：100%
ごみ減量化・再資源化対策事業 【生活環境課】	・市民、事業者、行政が協働してごみ減量化に向けた取り組みを実施し、ごみゼロ社会を目指す	・ごみの減量化目標（1人1日当たり総排出量）：900g ・資源回収率：20%	・年度末集計

基本目標	(6) 歴史・文化の薫るまち
------	----------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①文化財の保護と活用

具体的施策

ア、文化財の保護と活用

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
指定文化財等管理事業 【文化財課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財（国・県・市）の適正な保存管理</li> <li>事業者（所有者・団体）への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財への訪問者数：95,000人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問者数：56,532人</li> </ul>

基本施策 ②地域文化・伝統芸能の継承、創造

具体的施策

ア、地域文化・伝統芸能の継承、創造

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
指定文化財等管理事業、史跡等整備事業、文化芸術鑑賞事業、文化顕彰事業 【文化財課・文化芸術推進課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>国指定史跡、重要文化財、天然記念物等の保存整備</li> <li>文化芸術イベント事業の推進</li> <li>伝統芸能活動に取り組む保存会等への支援</li> <li>文化芸術の振興に寄与した個人・団体への顕彰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化施設への入込み数：390,000人</li> <li>文化芸術イベントの鑑賞者数：120,000人</li> <li>文化遺産、伝統芸能の保存、継承に対する市民満足度：60%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者 179,000人(47.4%)</li> <li>鑑賞者 41,000人(42.3%)</li> </ul>

基本方針	3. つなげよう未来へつなぐ美しい地球
------	---------------------

基本目標	基本施策	具体的施策
(1)地球温暖化の防止	①温室効果ガス排出量の削減	ア、地球温暖化防止対策の推進
	②二酸化炭素吸収源の保全	ア、森林・緑地の保全
(2)オゾン層の保護	①フロンガスの排出抑制	ア、フロンガスの排出抑制対策の推進
(3)酸性雨の防止	①窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制	ア、窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制対策の推進
(4)エネルギーの有効利用	①新エネルギーの普及・促進	ア、新エネルギーの普及・促進
	②省エネルギーの普及促進	ア、省エネルギー意識の普及・促進
		イ、省エネルギー型製品の導入

基本目標	(1) 地球温暖化の防止
------	--------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①温室効果ガス排出量の削減

具体的施策

ア、地球温暖化防止対策の推進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
地球温暖化対策実行計画推進事業 【環境政策課】	・鳥取市地球温暖化対策実行計画を策定し、計画に基づき温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施	・二酸化炭素排出量の削減率：9%	・年度末集計

基本施策 ②二酸化炭素吸収源の保全

具体的施策

ア、森林・緑地の保全

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
都市公園等整備事業 【都市計画課】 (再掲)	・市民に憩いや良好な都市環境を提供するため、都市公園等を整備(重箱緑地整備、浜村砂丘公園整備、街区公園整備)	・市民一人当たりの都市公園：10.8m <sup>2</sup> /人	・年度末集計
農地流動化推進事業 【農業振興課】 (再掲)	・中核的農業者への農地利用権の設定に対する助成 ・遊休農地を長期にわたり利用(利用権設定)した者への助成	・遊休農地の解消面積：2ha ・農地の利用集積面積：50ha	・年度末集計

基本目標	(2) オゾン層の保護
------	-------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①フロンガスの排出抑制

具体的施策

ア、フロンガスの排出抑制対策の推進

基本目標	(3) 酸性雨の防止
------	------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制

具体的施策

ア、窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制対策の推進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
低公害車導入促進事業 【財産管理課】 (再掲)	・公用車の更新時には、低公害車(省エネ基準適合車)を導入	・公用車に占める低公害車の割合：20%	・低公害車の割合：23.6% (89台/377台)

基本目標	(4) エネルギーの有効利用
------	----------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①新エネルギーの普及・促進

具体的施策

ア、新エネルギーの普及・促進

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
新エネルギー利用普及推進事業 【環境政策課】	・太陽光発電施設、小型風力発電施設、薪及びペレットストーブ設置者への補助	・新エネルギーの導入：6,000 kwh	・新エネルギーの導入：4,315 kwh

基本施策 ②省エネルギーの普及促進

具体的施策

ア、省エネルギー意識の普及・啓発

イ、省エネルギー型製品の導入

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
ISO14001運用管理事業 【環境政策課】	・環境マネジメントシステムの仕組みを利用し、市役所の省エネルギー化、環境にやさしい製品の優先購入を図る	・電気使用量：7,385,400 kwh ・水道使用量：39,680m <sup>3</sup> ・自動車燃料：261,990ℓ ・グリーン購入の実績：100% (再掲)	・電気：3,950,381 kwh ・水道：19,624m <sup>3</sup> ・グリーン購入：100%

基本方針	4. ふみだそう一人ひとりが育てる環境意識
------	-----------------------

基本目標	基本施策	具体的施策
(1)環境教育・学習の推進	①学校・地域における環境教育の推進	ア、環境教育の充実
		イ、環境学習の機会・情報の提供
		ウ、環境学習を実施する人材の育成
(2)環境情報の共有化	①環境情報の収集・提供	ア、環境情報の収集・提供
		イ、環境情報の整備
(3)市民・事業者・市が連携できる仕組みづくり	①市民、環境保護団体等とのネットワーク化	ア、市民、環境保護団体等とのネットワーク化の推進
	②環境保全活動の支援	ア、環境保全活動の支援
(4)環境ビジネスの創出	①環境ビジネスの育成・支援	ア、環境ビジネスの育成・支援

基本目標	(1) 環境教育・学習の推進
------	----------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①学校・地域における環境教育の推進

具体的施策

- ア、環境教育の充実
- イ、環境学習の機会・情報の提供
- ウ、環境学習を実施する人材の育成

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
校外学習体験事業 【学校教育課】	・小中学校の校外学習において「ふるさとクリーン・クリーン活動」などの環境美化活動教育を実施し、小中学生の環境意識の育成を図る	・「ふるさとクリーン・クリーン活動」参加児童生徒数：17,000人	・年度末集計
環境教育・環境学習推進事業 【生活環境課】	・リサイクルドリームハウスでの木工教室やガラス教室等を通じ、環境教育・環境学習を取り組む	・リサイクルドリームハウス夏休み工作教室開催回数：6回以上	・開催回数：48回
環境学習啓発事業 【企画調整課】	・鳥取環境大学の実施する高校生環境問題論文の募集・発表会を支援し、環境学習機会の増加を図る	・環境論文応募総数：950件	・応募総数：1,352件
環境推進員設置事業 【生活環境課】	・地域における環境学習のリーダー的役割を果たす環境推進員の増加を図る	・環境推進員数：330人	・環境推進員：26人

基本目標	(2) 環境情報の共有化
------	--------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①環境情報の収集・提供

具体的施策

- ア、環境情報の収集・提供
- イ、環境情報の整備

基本目標	(3) 市民・事業者・市が連携できる仕組みづくり
------	--------------------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①市民、環境保護団体等とのネットワーク化

具体的施策

- ア、市民、環境保護団体等とのネットワーク化の推進

基本施策 ②環境保全活動の支援

具体的施策

- ア、環境保全活動の支援

基本目標	(4) 環境ビジネスの創出
------	---------------

1. 施策の実施状況

基本施策 ①環境ビジネスの育成・支援

具体的施策

- ア、環境ビジネスの育成・支援

主な取り組み

事業名 【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H19年度上期の実績
ISO14001運用管理事業 【環境政策課】	・循環型社会の構築に向け、ISO14001・TEAS等の認証取得に取り組む事業者を育成・支援	・環境管理システム (ISO14001・TEAS) の取得支援：220件	・取得支援：106件

### Ⅲ 環境の現状と対策

#### 1 水質汚濁

鳥取市は、平成17年10月1日より特例市となり、これまでの調査に加えて新たな河川、湖沼、地下水の常時監視調査、及び工場・事業場の立入調査を実施している。

##### (1) 河川と池の水質状況

国と県及び本市は、県が毎年度作成する「平成18年度公共用水域水質測定計画」に基づき公共用水域の汚濁の状況について調査を行った。

カドミウム等の人の健康の保護に関する項目に関しては、全地点で環境基準を達成していた。又、要監視項目についても異常はなかった。各河川等の調査結果は、次のとおりである。

##### 【千代川】

千代川は、県知事の定める環境基準の類型指定を受けており、有富川との合流点から上流が類型AA（BOD 1mg/ℓ以下）、下流が類型A（BOD 2mg/ℓ以下）に定められている。全地点（類型AA水域3地点、A水域2地点）で環境基準を達成しており、経年的にみるとほぼ同程度の水質で推移している。

##### 【袋川】

袋川の水質は、BODでみると前年度と同程度となっており、経年的にみると年により変動はあるものの浄化の傾向を示している。

袋川の流入河川（天神川、山白川、狐川）の水質は、BODでみると前年度と比べてほぼ同程度か良くなっている。経年的にみても変動はあるものの、浄化の傾向を示している。

##### 【湖山池流入河川等】

湖山池の流入河川（湖山川、枝川）の水質は、BODでみると前年度に比べて良くなっている。経年的にみても浄化の傾向を示している。

流出河川である湖山川の水質は、BODでみると流入時と比べて高くなっている。これは、湖山池の水質が汚濁しているためだけでなく、湖山池流域の生活排水施設未整備地区からの生活排水が当河川へ流れ込んでいるためである。

##### 【塩見川】

福部町内を流れる塩見川の水質は、BODでみると前年と同程度となっている。経年的にみても、年により変動はあるものの同程度の水質で推移している。

##### 【河内川】

気高町内を流れる河内川の水質は、BODでみると前年と同程度となっている。経年的にみても、年により変動はあるものの同程度の水質で推移している。

##### 【勝部川】

青谷町内を流れる勝部川の水質は、BODでみると前年と比べてやや良くなっている。経年的にみても、年により変動はあるものの同程度の水質で推移している。

流入河川である日置川の水質は、BODでみると前年と同程度となっている。経年的にみても、年により変動はあるものの同程度の水質で推移している。

#### 【その他の河川】

野坂川、砂見川、有富川、大路川、新袋川、佐治川、八東川の水質は、BODでみると前年度と比べると同程度である。経年的にみるとほぼ同程度の水質で推移している。

#### 【湖山池】

湖山池は、湖沼類型A（COD 3mg/ℓ以下）の環境基準が定められている。

4地点の水質は、COD（75%値）4.2～4.8mg/ℓで、いずれの地点も環境基準に適合していない。

また、主な汚濁の原因である窒素、リンについては、湖沼類型Ⅲ（窒素0.4mg/ℓ、リン0.03mg/ℓ以下）の環境基準が定められている。4地点の水質は、窒素（表層の年平均値）で0.42～0.47mg/ℓ、リン（表層の年平均値）で0.046～0.054mg/ℓであり、いずれの地点も環境基準に適合していない。

なお、湖山池を汽水湖として再生するため、17年11月より塩分導入実証試験が実施されており、その結果、4地点の塩素イオン濃度（表層の年平均値）は390～410 mg/ℓと前年度の160～170 mg/ℓより高い値となっている。

#### （2）地下水の水質状況

水質汚濁防止法の規定により地下水の常時監視として概況調査及び定期モニタリング調査を実施している。

#### 【概況調査】

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、市内2地点（気高町、河原町）で実施した。結果は、地下水の環境基準に適合していた。

#### 【定期モニタリング調査】

過去の概況調査において地下水汚染が確認された11地点について、経年的に事後監視を行っている。そのうち7地点でふっ素及びほう素、1地点でヒ素、1地点でふっ素、1地点でホウ素が環境基準を超過していた。

これらの原因は、温泉水の混入等の自然的要因の汚染であると推定されている。なお、井戸所有者への周知と飲用指導を行うとともに、概況調査等で環境基準を超えた項目については、引き続きモニタリング調査を継続する予定である。

#### （3）工場・事業場対策

本市では、平成17年10月1日より特例市になったことに伴い、工場・事業場に対し立入調査や排水の水質検査を実施している。平成18年度は延べ167件の立入調査と水質検査を実施したが、排水基準等に違反した事業場は9件あり、排水処理施設の改善や維持管理の徹底等、排水基準等を遵守するよう指導を行った。

#### （4）生活排水の対策

公共用水域の水質の保全を図るため、工場排水規制に加え、生活系の排水対策についても取り組んでいる。

本市は、生活排水対策のため公共下水道・集落排水施設・合併処理浄化槽の整備を推進している。なお、平成18年度末の生活排水施設整備状況は、95.7%となっている。

#### 【公共下水道】

下水道は、生活排水を処理することにより公衆衛生を向上させ、河川など公共用水域の水質を保全するなど、快適な生活環境を確保するために重要な都市施設であり、生活排水の対策として、有効な手段の一つになっている。

本市の公共下水道普及率は平成18年度末で70.5%である。全体計画区域については、平成27年度頃に整備完了予定である。

#### 【集落排水施設】

本市の集落排水事業は、農業集落地域、漁業集落地域、林業集落地域などの各家庭等より排出されるし尿及び生活排水等の汚水を適正に処理することにより、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図り、農業集落地域等の下水道施設を整備する事業である。

平成18年度末で78地区（普及率：18.8%）の事業が完了しており、平成19年度中に一部供用開始を含め2地区が供用を開始し、計80地区の事業予定である。

#### 【合併処理浄化槽】

合併処理浄化槽は、各家庭においてし尿と生活排水を処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて性能が優れている。

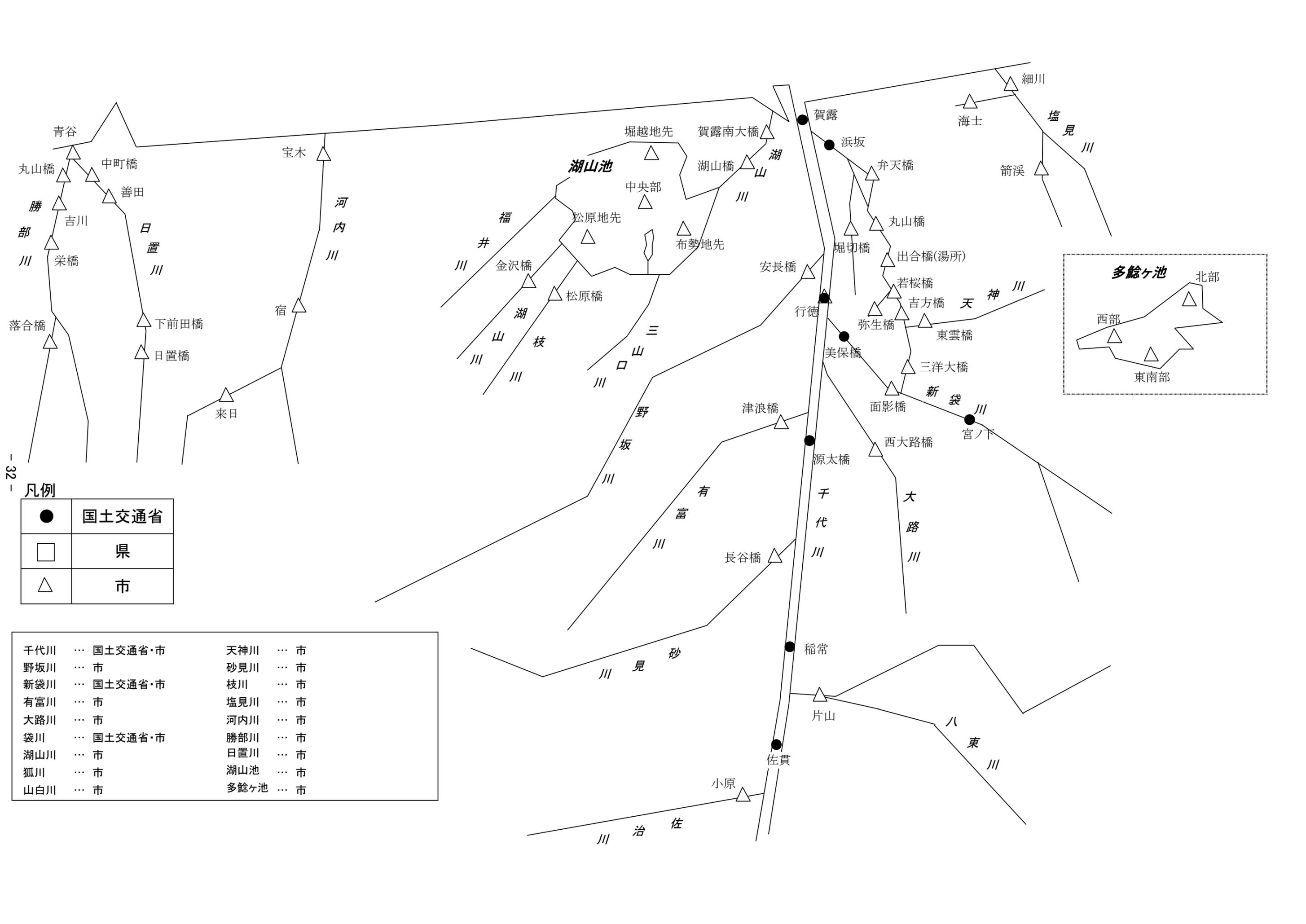
本市では、下水道認可区域及び集落排水施設区域を除く地域を対象に、平成4年度から補助事業を実施している。

平成18年度末における普及率は6.4%となっている。

#### (5) 啓発活動

河川、池の水質汚濁の原因は、工場、事業所の排水だけでなく、生活排水（台所の排水、洗濯の排水、ふろの排水等）も原因の一つになっている。このため、広報、パンフレット等をおして家庭でできる防止対策を啓発している。

特に水質汚濁の著しい湖山池周辺地域には、ろ過袋の使用を勧めている。



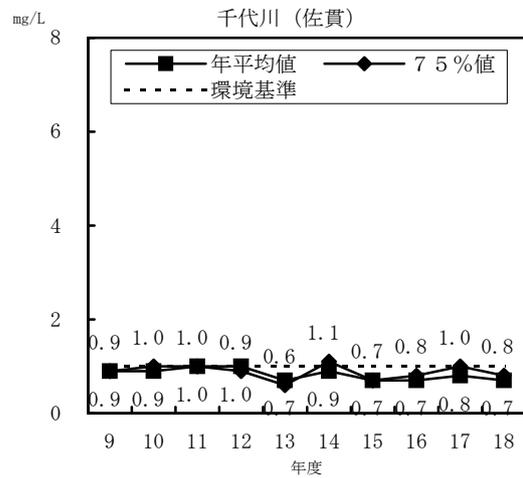
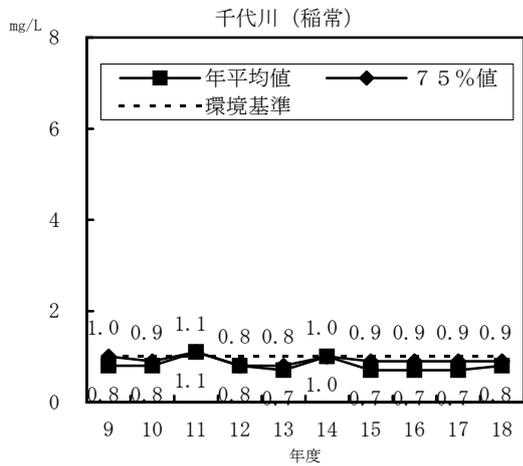
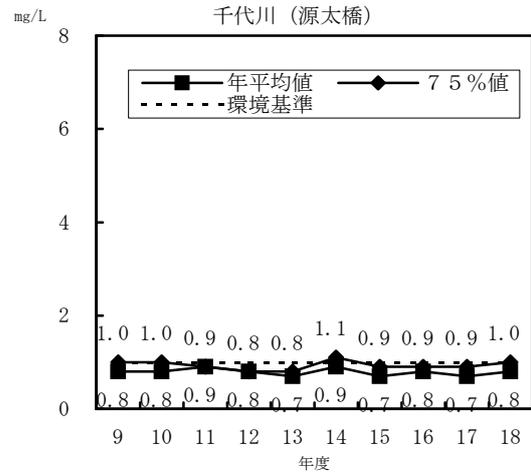
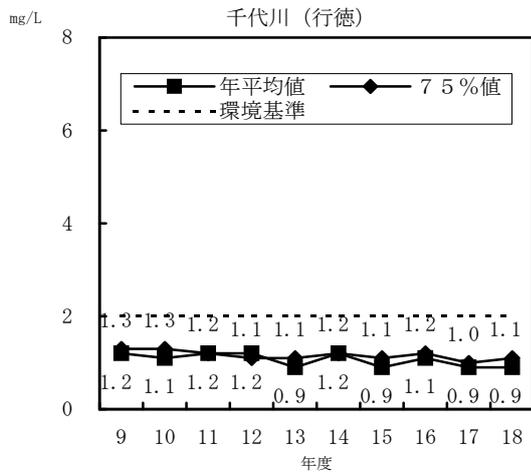
凡例

●	国土交通省
□	県
△	市

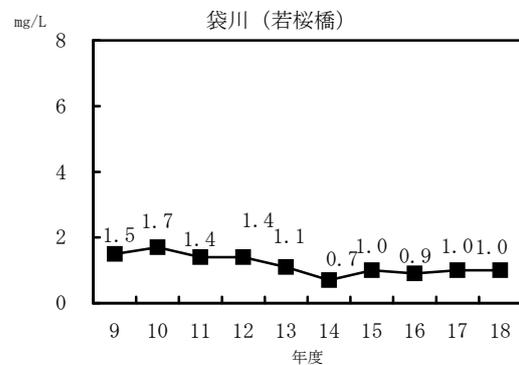
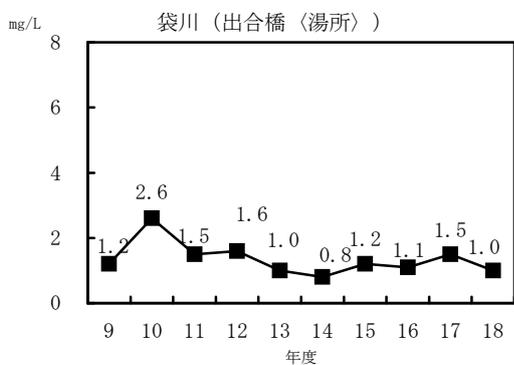
千代川	… 国土交通省・市	天神川	… 市
野坂川	… 市	砂見川	… 市
新袋川	… 国土交通省・市	枝川	… 市
有富川	… 市	塩見川	… 市
大路川	… 市	河内川	… 市
袋川	… 国土交通省・市	勝部川	… 市
湖山川	… 市	日置川	… 市
狐川	… 市	湖山池	… 市
山白川	… 市	多鯨ヶ池	… 市

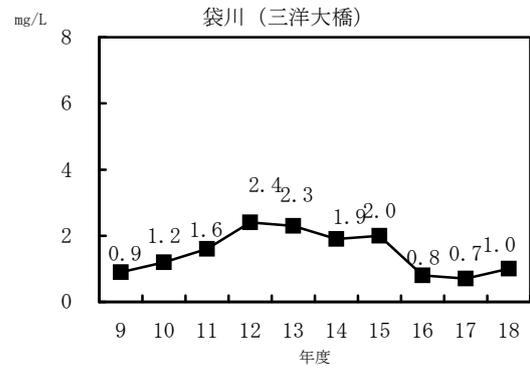
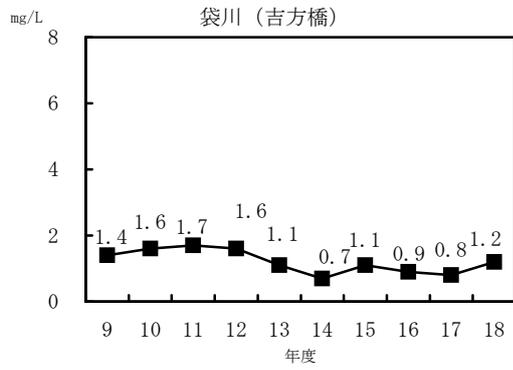
## 【主な測定結果】

千代川における水質経年変化（BOD 単位mg/リットル）

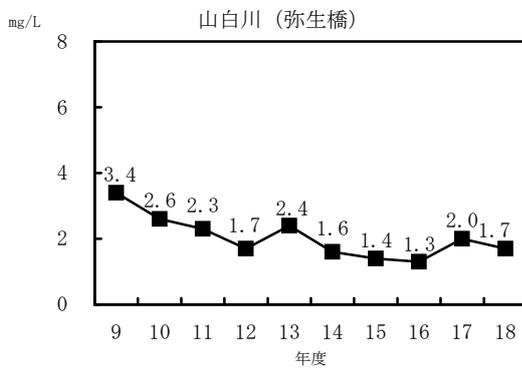
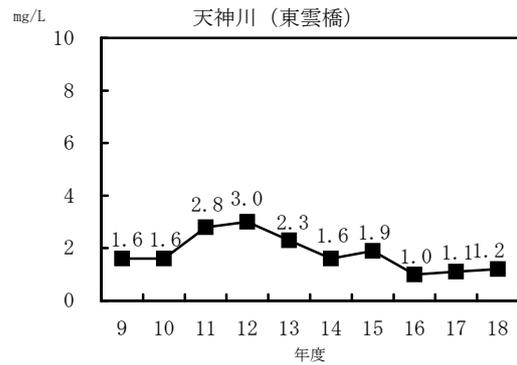
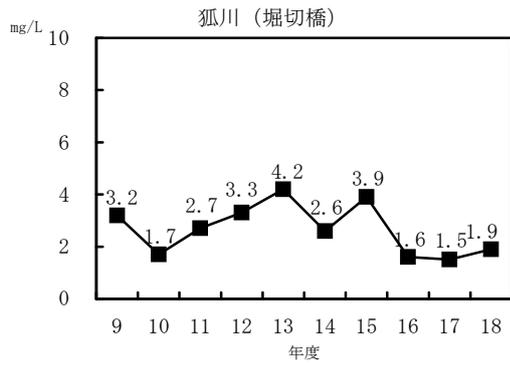


袋川における水質経年変化（BOD（年平均値） 単位mg/リットル）

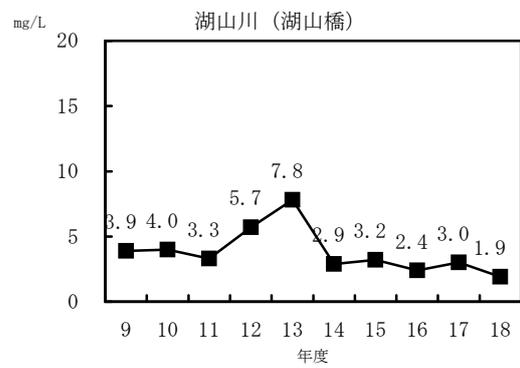
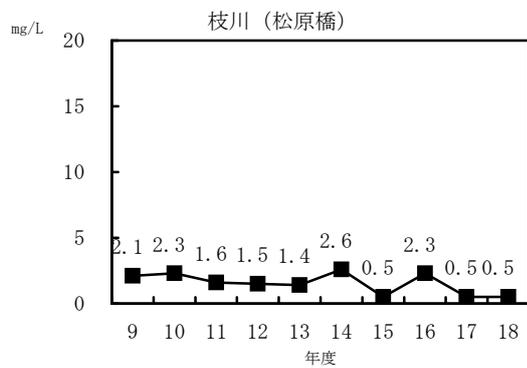




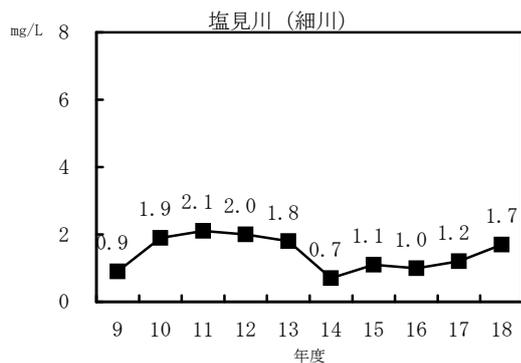
袋川の流入河川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)



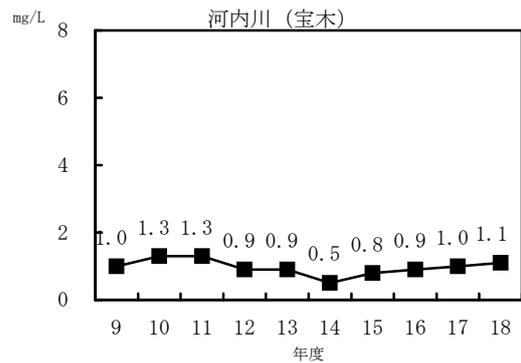
湖山池流入・流出河川等における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)



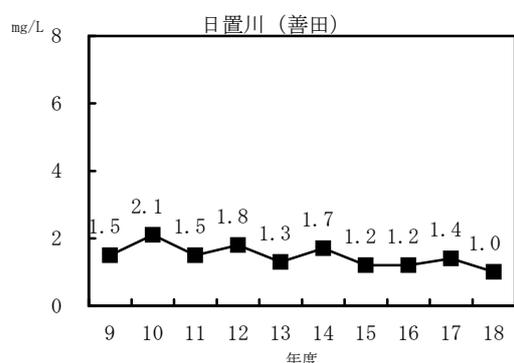
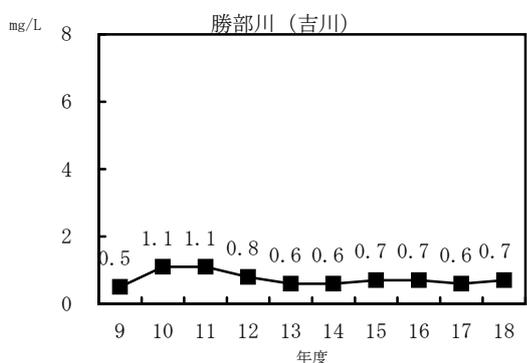
塩見川における水質経年変化 (BOD 単位mg/リットル)



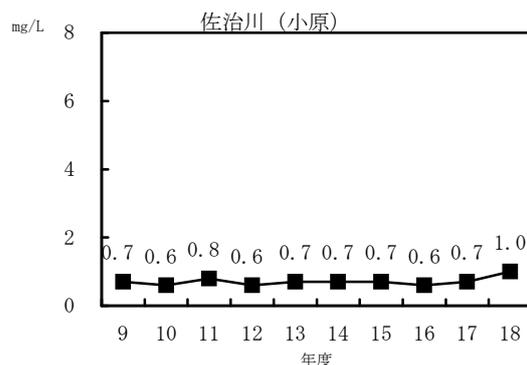
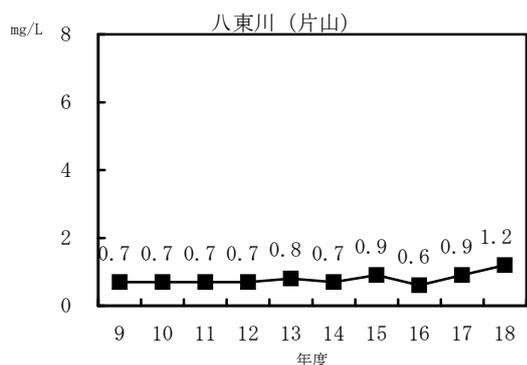
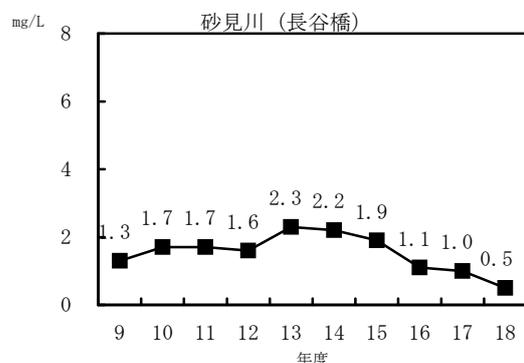
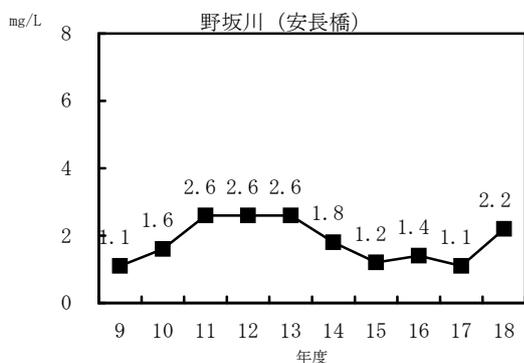
河内川における水質経年変化 (BOD 単位mg/リットル)



勝部川における水質経年変化 (BOD 単位mg/リットル)



その他の河川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)

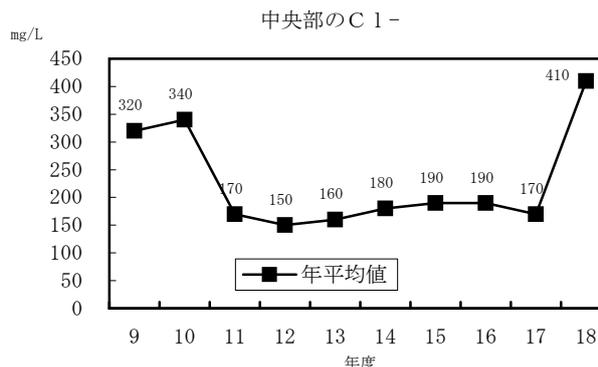
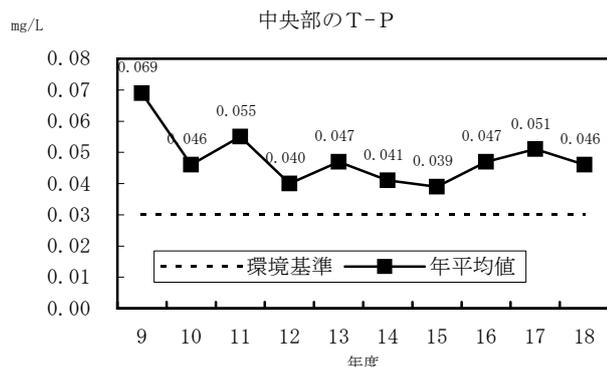
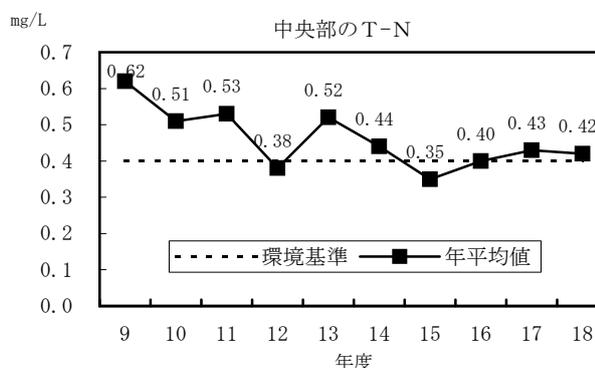
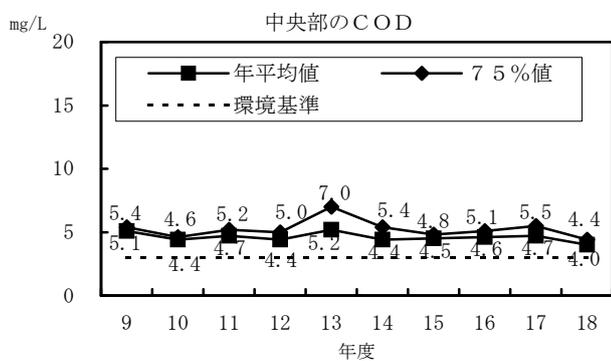


湖山池の水質経年変化

(単位：mg/L)

地点	年度 項目	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
中央部	COD	5.1 (5.4)	4.4 (4.6)	4.7 (5.2)	4.4 (5.0)	5.2 (7.0)	4.4 (5.4)	4.5 (4.8)	4.6 (5.1)	4.7 (5.5)	4.0 (4.4)
	T-N	0.62	0.51	0.53	0.38	0.52	0.44	0.35	0.40	0.43	0.42
	T-P	0.069	0.046	0.055	0.040	0.047	0.041	0.039	0.047	0.051	0.046
	Cl <sup>-</sup>	320	340	170	150	160	180	190	190	170	410
松原地先	COD	4.9 (5.4)	4.5 (5.1)	4.7 (5.4)	4.4 (4.9)	5.3 (6.2)	4.6 (5.7)	4.3 (5.0)	4.6 (5.1)	4.9 (5.9)	4.2 (4.6)
	T-N	0.53	0.55	0.58	0.41	0.53	0.51	0.38	0.43	0.43	0.44
	T-P	0.057	0.048	0.058	0.047	0.052	0.044	0.047	0.052	0.054	0.054
	Cl <sup>-</sup>	300	320	150	130	140	170	180	160	160	390
堀越地先	COD	5.1 (5.5)	4.4 (4.8)	4.6 (5.1)	4.1 (4.7)	5.2 (6.4)	4.4 (5.3)	4.4 (4.6)	4.6 (5.1)	4.7 (5.6)	4.0 (4.2)
	T-N	0.59	0.53	0.51	0.38	0.52	0.44	0.36	0.43	0.44	0.42
	T-P	0.063	0.044	0.050	0.038	0.047	0.042	0.040	0.048	0.052	0.047
	Cl <sup>-</sup>	320	340	170	150	160	180	190	190	170	410
布勢地先	COD	5.4 (6.2)	4.8 (5.4)	4.9 (5.6)	4.5 (4.9)	5.2 (6.9)	4.5 (5.5)	4.6 (4.8)	4.6 (5.2)	4.9 (5.7)	4.3 (4.8)
	T-N	0.64	0.60	0.53	0.38	0.47	0.42	0.42	0.40	0.41	0.47
	T-P	0.070	0.053	0.055	0.042	0.045	0.038	0.039	0.046	0.050	0.053
	Cl <sup>-</sup>	310	320	170	150	150	190	190	190	170	420

※数値は、CODとCl<sup>-</sup>は全層の年平均値、T-NとT-Pは上層の年平均値である。  
( )内は全層の75%値である。



## 2 大気汚染

### (1) 大気汚染の現状

大気汚染に係る環境基準物質等の測定は、県が市内の2地点（鳥取保健所・栄町交差点）で測定を実施している。その測定結果を参考にして本市の大気汚染の現況をみると、大気汚染に関わる事業所が少ないこと、また自動車台数も少ないことなどから二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素とも環境基準に適合しており、概ね清浄といえる状況である。

浮遊粒子状物質は長期的評価では環境基準を達成しているが、短期的評価では環境基準を達成していない。これは4月の黄砂現象が原因と考えられる。

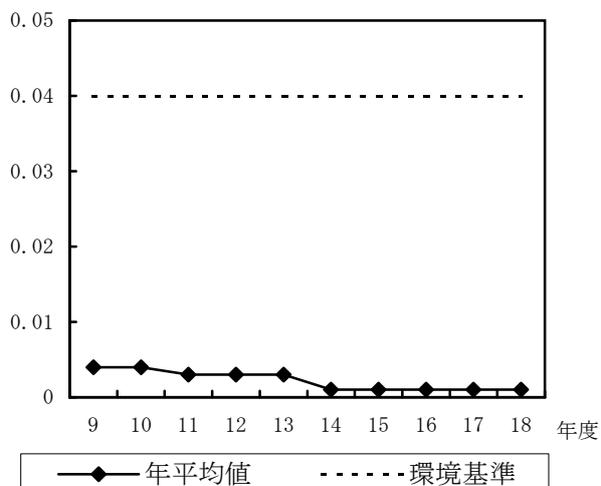
光化学オキシダントは注意報発令レベルの濃度には至らなかったものの環境基準を達成していない。

#### 【大気汚染に係る環境基準】

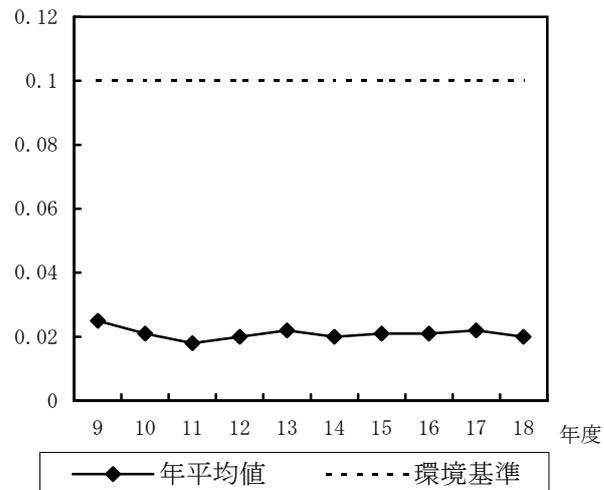
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

《経年変化（単位：ppm）》

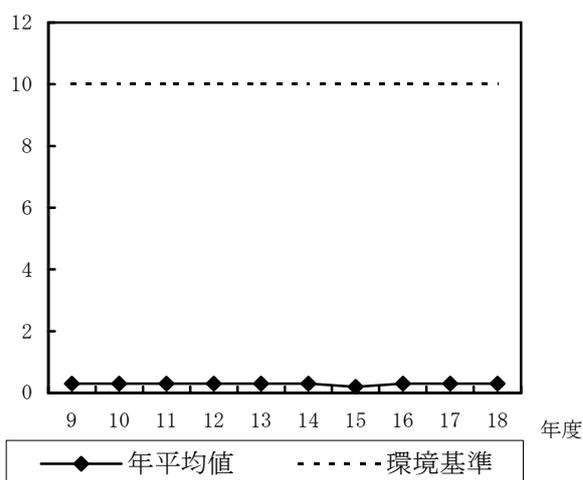
二酸化硫黄濃度（鳥取保健所）



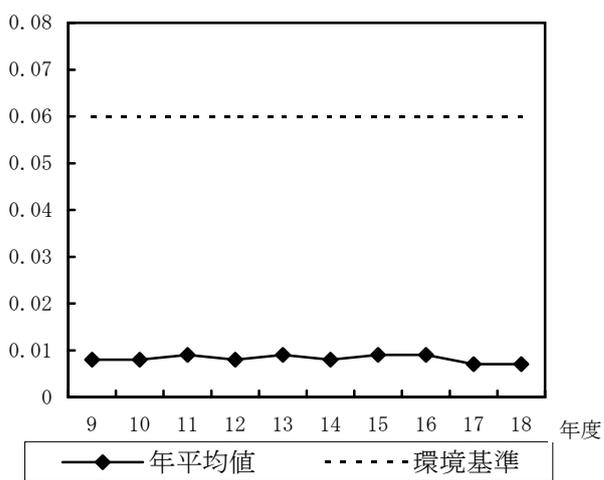
浮遊粒子状物質濃度（鳥取保健所）



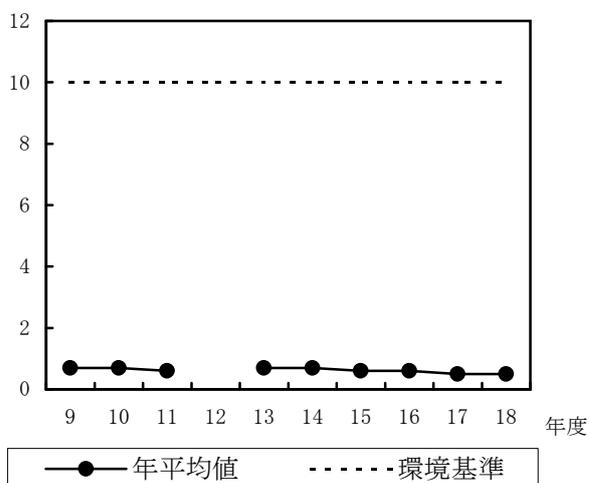
一酸化炭素濃度（鳥取保健所）



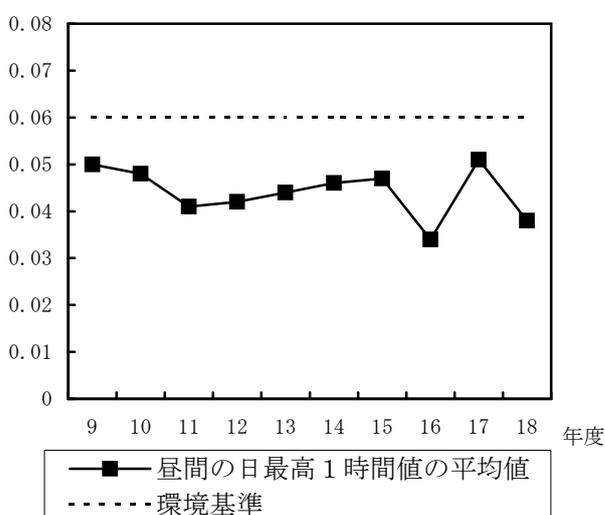
二酸化窒素濃度（鳥取保健所）



一酸化炭素濃度（栄町交差点）



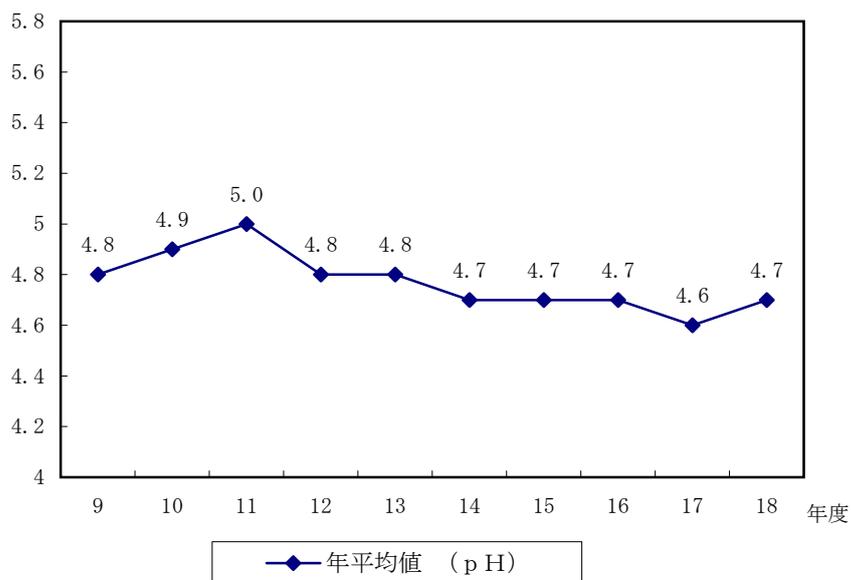
光化学オゾン濃度（鳥取保健所）



## (2) 酸性雨の現状

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の酸性を有する雨を総称する。本市の雨の酸性度調査については、県が実施している。その結果は次のとおりであり、酸性の傾向を示している。

《雨水のpHの経年変化》



### 3 騒音

#### (1) 騒音の現状

騒音は、各種公害のなかでも日常生活に及ぼす影響が大きく、発生源も工場・事業所、建設作業、自動車など多種多様で、苦情も多く寄せられている。

##### ①自動車騒音常時監視結果

平成18年度は3地点で道路騒音測定を行い、その測定結果と過去に実施した測定結果を元に環境省が配布する面的評価システムを使用し、6路線で環境基準達成状況の評価を行った。その結果、昼夜とも基準値以下であったのは1,653戸(94.5%)、昼のみ基準値以下であったのは74戸(4.2%)、夜間のみ基準値以下であったのは18戸(1.0%)、昼夜とも基準値を超過したのは5戸(0.3%)であった。

##### 《環境基準達成状況評価結果》

評価路線 (区間延長距離) 起点～終点	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
国道53号(17.8km) 用瀬町安蔵～今町	514戸 93.1%	33戸 6.0%	0戸 0.0%	5戸 0.9%
国道482号(3.7km) 用瀬町赤波～用瀬町鷹狩	60戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
県道田島片原線(2.1km) 田島～片原	466戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
県道鳥取国府線(1.0km) 末広温泉町～吉方町	188戸 82.1%	41戸 17.9%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
主要地方道鳥取福部線(1.1km) 東品治町～吉方温泉	133戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
主要地方道鳥取国府岩美線(2.2km) 南吉方～国府町分上	292戸 94.2%	0戸 0.0%	18戸 5.8%	0戸 0.0%
全体(27.9km)	1,653戸 94.5%	74戸 4.2%	18戸 1.0%	5戸 0.3%

時間の区分 昼間：午前6時～午後10時  
夜間：午後10時～翌日の午前6時  
対象範囲 原則として道路端から50mの範囲

《道路騒音測定地点及び評価路線地区》





(2) 騒音防止対策

①工場・事業場騒音対策

特定工場等に対しては、騒音規制法及び鳥取県公害防止条例に基づき規制基準を遵守するよう指導している。その他の工場等に対しては、法及び条例に準じて指導している。

また、深夜（午後10時～翌日午前6時）における全ての事業場等からの騒音は、鳥取県公害防止条例により規制されている。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間			都市計画法に基づく 用途地域	
	昼間 午前8時～ 午後7時	朝 ・ 夕			夜間 午後10時～ 翌日午前6時
		朝 午前6時～ 午前8時	夕 午後7時～ 午後10時		
第1種区域	50デシベル	45デシベル		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	
第2種区域	60デシベル	50デシベル		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	
第3種区域	65デシベル	65デシベル		近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
第4種区域	70デシベル	70デシベル		工業地域	

(平成17年9月30日鳥取市告示第324号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

【鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく 用途地域
	午後10時～翌日午前6時		
第1種区域			第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	45デシベル		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	50デシベル		近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	65デシベル		工業地域

②特定建設作業騒音対策

特定建設作業に対しては、騒音規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導している。

特に作業場所周辺に住居等が密集している場合は、事前に周辺住民に周知するよう指導している。

【特定建設作業に対する規制】

規制内容 作業内容（概要）		基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
			敷地境界線	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	
①	くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	85 デシベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内	日曜日 その他の 休日	
②	びょう打機								
③	さく岩機								
④	空気圧縮機								
⑤	コンクリートプラント 又は アスファルトプラント								
⑥	土木機械（ブルドーザー バックホウ、トラクター ショベル）								
適用除外		災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域…第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域にある学校、病院等の敷地の  
周囲おおむね80メートルの区域

2号区域…上記以外の第4種区域

③自動車騒音対策

自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請の他、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっている。

## 4 振 動

### (1) 振動の現状

振動の発生源は、工場、建築・土木工事、道路交通等によるもので、身体的な不調原因や建物等へ被害を生じさせる原因となり、苦情も多く寄せられている。

### (2) 振動防止対策

#### ①工場・事業場振動対策

特定工場に対しては、振動規制法に基づき規制基準を遵守するよう指導している。

その他の工場等に対しては、法に準じて指導している。

#### 【規制区域と規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく用途地域
	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌日午前8時	
第1種区域	60デシベル	55デシベル	第1種低層住宅専用地域
			第2種低層住宅専用地域
			第1種中高層住宅専用地域
			第2種中高層住宅専用地域
			第1種住居地域
			第2種住居地域
第2種区域	65デシベル	60デシベル	準住居地域
			近隣商業地域
			商業地域
			準工業地域
			工業地域

(平成17年9月30日鳥取市告示第321号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

#### ②特定建設作業振動対策

特定建設作業に対しては、振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導している。

特に作業場所の周辺に住居等が密集している場合は、事前に周辺住民に周知するとともに振動防止対策を講じて作業をするよう指導している。

#### 【規制区域と規制基準】

規制内容 作業内容(概要)	基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
		敷地境界線	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	
① くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	75 デシベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内		日曜日 その他の休日
② 鉄球を使用する 破壊作業								
③ 舗装版破碎機								
④ ブレーカー								
適用除外	災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域…第1種区域及び第2種区域にある学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域

2号区域…上記以外の第2種区域

#### ③自動車振動対策

自動車振動が一定の限度を超えているところにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請の他、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっている。

## 5 悪臭

### (1) 悪臭の現状

悪臭の発生源は製造業や畜産業など多様多種であり、そのほとんどが低濃度の複合臭によるもので、悪臭物質濃度による規制では難しい状況になっている。

#### ①悪臭調査結果

平成18年度は、事業所等4地点で悪臭物質の濃度を測定した。養鶏業事業所でアンモニアが規制基準値を超過したため、農業振興課と連携し事業所に対する指導を行うとともに地元説明会を実施した。

また、平成18年度から養鶏業2地点で悪臭被害感覚と一致しやすい嗅覚測定法による臭気指数の測定を開始している。

【平成18年度悪臭物質・臭気指数測定結果表】

(単位：ppm)

発生源区分		魚粉製造業	下水処理場	養鶏業	
規制区域		A区域	A区域	A区域	A区域
悪臭物質	アンモニア	<0.1~0.2	0.1~0.2	0.1~0.3	0.2~1.5
	トリメチルアミン	0.0007~0.0017	—	—	—
	プロピオン酸	0.005	—	<0.003	<0.003
	ノルマル酪酸	0.0014	—	0.0008	<0.0005
	ノルマル吉草酸	0.0007	—	<0.0005	0.0006
	イソ吉草酸	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
	メチルメルカプタン	—	0.0016	—	—
	硫化水素	—	0.002	—	—
	硫化メチル	—	0.005	—	—
	二硫化メチル	—	<0.0009	—	—
臭気指数	—	—	—	<10~16	13~22

### (2) 悪臭防止対策

#### ①法による規制

悪臭防止法により規制区域内の全ての事業所は、規制基準を遵守しなければならない。

【規制区域と規制基準】

(単位：ppm)

規制物質名	悪臭防止法の地域区分		規制物質名	A・C区域
	A区域	C区域		
アンモニア	1	5	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	0.01	プロピオンアルデヒド	0.05
硫化水素	0.02	0.2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
硫化メチル	0.01	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02
トリメチルアミン	0.005	0.07	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
二硫化メチル	0.009		イソバレルアルデヒド	0.003
アセトアルデヒド	0.05		イソブタノール	0.9
スチレン	0.4		酢酸エチル	3
プロピオン酸	0.03		メチルイソブチルケトン	1
ノルマル酪酸	0.001		トルエン	10
ノルマル吉草酸	0.0009		キシレン	1

(平成17年9月30日鳥取市告示第327号)

#### ②県公害防止条例による規制

県公害防止条例により、ゴム、皮革、プラスチック、廃油、硫黄、ピッチなど悪臭を発生させる物を屋外で燃焼させること(野焼き)は禁止されている。

## 6 土壌汚染

鳥取市は、平成17年10月1日より特例市となり、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査により、一定の基準を超過する土壌汚染が判明した場合、その土地を「指定区域」として公示している。

### 【現状】

H18年度までの指定区域は1区域であり、その概要は次のとおりである。

- ・ 指定年月日：平成18年6月16日
- ・ 指定区域：国府町新通り三丁目301番地の一部
- ・ 面積：300平方メートル
- ・ 指定区域内の土壌汚染状態：水銀及びその化合物、砒素及びその化合物が溶出基準に適合していない。

なお、現在指定区域では汚染土壌の除去が行われている。

## 7 公害苦情

平成18年度に市民から寄せられた公害苦情件数は、100件であった。その内訳は、水質汚濁が41件(41%)で第1位となっており、続いて大気汚染が25件(25%)と騒音が16件(16%)である。水質汚濁の苦情件数が前年に比べ大幅に増加しているのは、特例市となり県から権限委譲を受けたためである。

苦情の申立てがあった場合、速やかな調査、対応を実施しており、解決率は毎年高いレベルで推移している。

### 苦情内容

- (1) 水質汚濁 …… 油・薬物等の流出 (41件)
- (2) 大気汚染 …… 野焼きに伴う煙 (25件)
- (3) 騒音 …… 工事に伴う騒音 (16件)

苦情件数種類別発生状況の年次推移と年度別解決率 (単位：件)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計	解決率
8	1(4)	1(4)	10(45)	0(0)	4(18)	6(27)	22	(95)
9	11(32)	3(9)	6(18)	1(3)	4(12)	9(26)	34	(94)
10	24(47)	0(0)	6(12)	0(0)	5(10)	16(31)	51	(100)
11	34(49)	1(1.5)	10(14)	1(1.5)	10(14)	14(20)	70	(100)
12	24(31)	12(15)	16(21)	5(6)	11(14)	10(13)	78	(100)
13	11(35)	0(0)	6(19)	3(10)	4(13)	7(23)	31	(100)
14	13(22)	2(3)	21(35)	0(0)	12(20)	12(20)	60	(100)
15	27(39)	5(7)	14(20)	1(1)	12(17)	11(16)	70	(96)
16	25(26)	11(11)	14(15)	2(2)	19(20)	25(26)	96	(99)
17	17(41)	7(17)	7(17)	0(0)	2(5)	8(20)	41	(100)
18	25(25)	41(41)	16(16)	6(6)	9(9)	3(3)	100	(100)

注：( )内は%

## IV 資料

### 鳥取市自然保護及び環境保全条例

昭和 47 年 10 月 13 日

鳥取市条例第 29 号

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

##### (市の責務)

第 2 条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

##### (市民の責務)

第 3 条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

##### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、常に環境の保全に留意し、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその防止に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

##### (環境基準の設定)

第 5 条 市長は、良好な環境を確保するための環境基準を設けることができる。

- 2 市長は、前項の基準を設けるに当たっては、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、この基準を改正しようとするときも同様とする。

##### (普及、啓発等)

第 6 条 市長は、自然の保護及び生活環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図るとともに、市民のこれらの自主的活動の助長に努めなければならない。

(見出…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

#### 第 2 章 都市の緑化

##### (市街の緑化)

第 7 条 市は、街路、公園その他公共の場所に、樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めるものとする。

- 2 市民は、市街地の緑化推進のため、住所地に樹木、草花の植栽に努めなければならない。
- 3 事業者は、市街地の緑化推進のため、事業所の敷地に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

##### (樹木等の保護)

第 8 条 市民は、樹木、草花を愛し、みだりにこれを伐採し、又はき損することなくこれらの保護に努めなければならない。

(修景緑化街区の指定等)

第9条 市長は、修景緑化を推進する必要があると認めるときは、その街区を修景緑化街区に指定することができる。

- 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該街区の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、前2項により指定、変更又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(修景緑化街区の緑化等)

第10条 市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花だん、照明等修景のための施設を整備するものとする。

- 2 修景緑化街区に建築物等施設を設置している者又は設置しようとする者は、樹木、草花の植栽と花だんによる花木づくりに努めるとともに、市が行う前項の事業に協力しなければならない。

(木の日及び花の日の指定)

第11条 市は、緑化運動を推進するため、木の日及び花の日を定めるものとする。

### 第3章 自然の保護

(自然の保護)

第12条 市民は、自ら河川、湖沼、海浜、山岳及び溪谷において、みだりに植物、土砂等の採取、鳥類及び魚類の乱獲等自然環境を破壊しないよう、これらの保護に努めなければならない。

(保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等(以下「保護地区」という。)を指定することができる。

- (1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区
  - (2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
  - (3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区
- 2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。
  - 3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。
  - 4 [第9条第3項](#)の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

(1項…一部改正〔平成12年条例8号〕)

(保護地区及び保存樹木等の保全)

第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。

- 2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。

3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

(保護地区の行為の制限)

第 15 条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。

2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。

3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。

4 次に掲げる行為については、前 3 項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築

(3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

#### 第 4 章 生活環境の保全

(公共地域の清潔保持)

第 16 条 市民は、公園、道路、河川、湖沼、海浜等公共地域の清掃に協力するとともに、廃棄物の不法投棄をなくし、清潔な環境保持に努めなければならない。

(清掃の協力)

第 17 条 市民は、自治組織等の活動を通じ自主的に地域の清掃に努めるとともに、市が行う清掃業務の収集方法に進んで協力しなければならない。

(空地の維持管理)

第 18 条 住宅周辺に空地を所有する者又はその管理者は、環境の美化と害虫発生防止のため常に除草及び清掃を行い、空地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(公害防止施設の整備)

第 19 条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等大気汚染、河川等公共水域の水質の汚濁、騒音振動及び廃棄物等によって、公害を発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に努めなければならない。

(家畜飼養施設等の維持管理)

第 20 条 家畜、家きん等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(排出水の処理)

第 21 条 河川等公共水域に家庭排水を放出する者は、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設け、これの適正な維持管理を行い、直接汚水を河川等へ放流することなく、衛生的に処理して浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽を設置している者は、その清掃を定期的に行うとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

(水道水源の保全)

第 21 条の 2 何人も、水道の水源及びその周辺の環境が飲料水に与える影響を認識し、その水質の保全に努めなければならない。

(本条…追加〔平成 16 年条例 12 号〕)

(広告物等の処理)

第 22 条 広告物等の設置者は、常に地域的美観を損なわないように努め、利用後は直ちに回収する等事後処理を的確に行わなければならない。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

## 第 5 章 環境保全審議会

(設置)

第 23 条 自然保護及び生活環境の保全並びに公害の防止等環境保全を図るため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、鳥取市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(所掌事務)

第 24 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員

(1・2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕、2 項…一部改正〔平成 13 年条例 19 号〕)

(任期)

第 26 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(専門委員)

第 29 条 審議会に専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境下水道部で処理する。

(本条…一部改正〔平成7年条例1号・15年1号〕)

(審議会への委任)

第31条 審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(見出…全部改正〔平成12年条例8号〕)

#### 第6章 環境保全の措置

(環境美化推進員)

第32条 [第1条](#)の目的を達成するため、各町内に環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、地域の自然保護と生活環境の保全及び美化清掃推進のため、住民の指導啓発を行うとともに、地域住民と協力してまちの清潔保持に努めるものとする。

3 推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(協定の締結)

第33条 市長は、環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる。

2 市長は、[第13条](#)の規定により保護地区及び保存樹木等に指定した土地、樹木等物件の所有者と、その自然保護及び樹木の保全に関し必要な措置の協定を締結することができる。

(指導助言又は勧告)

第34条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる。

(資金のあっ旋及び補助)

第35条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金のあっ旋及びその費用の一部を補助することができる。

#### 第7章 雑則

(立入調査)

第36条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係場所へ立ち入り、状況を調査させることができる。

2 前項の調査を行う職員は、常に証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(2項…一部改正〔平成12年条例8号〕)

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取市公害対策審議会設置条例(昭和46年鳥取市条例第7号)は、これを廃止する。

(昭和50年条例第5号から昭和53年条例第19号までの改正附則省略)

附 則(平成7年3月29日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成13年3月23日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正 昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号 昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号 平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号

平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取市自然保護及び環境保全条例（昭和 47 年鳥取市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(修景緑化街区等の指定等の告示)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項（同条例第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 指定等の地区の名称（保存樹木等にあつてはその樹木又は樹林の名称）
- (2) 指定等の区域又は面積（保存樹木等にあつては本数）
- (3) 指定等の要旨
- (4) 指定等の年月日
- (5) その他必要な事項

(木の日及び花の日)

第 3 条 条例第 11 条の規定による木の日及び花の日は次のとおりとする。

- (1) 木の日 11 月 3 日
- (2) 花の日 4 月 29 日

(許可申請)

第 4 条 条例第 15 条第 3 項の規定による許可を受けようとする者は、保護地区内における行為の許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び位置図、平面図その他必要な書類を添付しなければならない。

(保護地区内における工作物の基準)

第 5 条 条例第 15 条第 4 項第 3 号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ 10 メートル又は床面積の合計 200 平方メートル
- (2) 道路 幅員 2 メートル
- (3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ 30 メートル
- (4) その他の工作物 高さ 10 メートル又は水平投影面積 200 平方メートル

(証明書)

第 6 条 条例第 36 条第 2 項に規定する証明書は、様式第 2 号のとおりとする。

(備付台帳)

第 7 条 修景緑化街区、保護地区及び保存樹木等台帳は、様式第 3 号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。